

## 関西広域連合委員会等の結果概要について（報告）

- ① 第48回広域連合委員会（平成26年8月28日）
- ② 広域連合議会8月定例会（平成26年8月28日）
- ③ 第49回広域連合委員会（平成26年9月23日）

### 1. 8月28日 広域連合委員会

（出席者）井戸連合長、仁坂副連合長、三日月委員、山田委員、平井委員、門川委員、竹山委員、久元委員、植田副委員（大阪府）熊谷副委員（徳島県）、村上局長（大阪市）

#### 1 協議事項

- （1）「平成26年8月豪雨」災害への対応について（資料1抜粋 P5）
  - ・台風12号以降の構成府県市の被害状況等について報告があり、政府に対し「平成26年8月豪雨災害」に関する緊急提案を行うことが決定された。
- （2）「2016神戸サミット」の開催誘致について（※ P9）
  - ・2016年主要国首脳会議（サミット）の神戸市での開催および京都における閣僚会合の実現に向け全面的に協力し、決議文を外務省に提出することが了承された。※9月16日付で提出
- （3）関西圏域の展望研究の実施について（資料省略）
  - ・次期近畿圏広域地方計画の策定を視野に入れ、国土形成計画（全体計画）を見直す際の国と地方の議論に活用していくため、「関西圏域の展望研究会（仮称）」の設置が決定された。
- （4）国家戦略特区における新たな提案募集に関する対応状況について（資料4 P11）
  - ・国が募集を開始した新たな国家戦略特区への対応について、関西広域連合域内での広域的な共同提案の内容が示され、8件を関西広域連合と連名で国へ提案することとなった。
- （5）滋賀県議会による京滋ドクターヘリの運航業務に関する意見書について（資料5 P13）
  - ・滋賀県議会から委託業者の選定について慎重な対応を求める意見書が提出されたことについて報告があり、広域医療局から選定についてはプロポーザル方式を採用しており、今後、現場の医療関係者や地元の意見を十分反映させたいと選定委員会において決定されるとの説明があった。
- （6）広域連合議会8月定例会提出議案について（資料6 P15）
  - ・8月定例会提出議案（平成25年度決算および平成26年度補正予算）について説明があった。

## 2. 報告事項

### (1) 琵琶湖・淀川流域対策に係る研究会（第1回）の開催結果について（資料省略）

- ・ 8月14日に開催された、当該研究会の内容と今後の予定について報告があった。

### (2) 今夏の電力需給状況について（資料8 P19）

- ・ これまでのところ昨夏に比べ気温が低く、電力需給は安定して推移していること。日々のピーク需要は平成22年と比べて平均約12%減少していることについて報告があった。

### (3) カワウ広域保護管理の取組について（資料9 P23）

- ・ 「関西地域カワウ広域保護管理計画」に基づく4つの事業について状況報告および平成27年度以降の取組予定について報告があった。

### (4) 平成26年度九都県市合同防災訓練への参加について（資料省略）

- ・ 「関西広域連合と九都県市との災害時の相互応援に関する協定」に基づき、相模原市で開催される九都県市合同防災訓練に広域防災局から職員が参加することについて報告があった。

### (5) 関西元気文化圏フォーラム「文化芸術の再発見」Ⅲの開催について（資料省略）

- ・ 9月15日に奈良県新公会堂で開催される奈良県大芸術祭のオープニングイベントに合わせて関西元気文化圏推進フォーラムを開催することについて報告があった。

### (6) 「KANSAI 国際観光YEAR 2014」シンポジウム等の開催について（資料省略）

- ・ 9月20日～21日に開催される「京都国際マンガ・アニメフェア2014」と連携して「KANSAI 国際観光 YEAR2014」シンポジウム等を開催することについて報告があった。

## 2. 8月28日 広域連合議会8月定例会

(連合議員) 本県からは富田議員、中沢議員、家森議員、吉田議員が出席

(理事者) 井戸連合長、仁坂副連合長、三日月委員、山田委員、松井委員、飯泉委員、平井委員、門川委員、橋下委員、竹山委員、久元委員、分野事務局長等

### (1) 付議事件について

#### 1 議案

下記2議案が提案され、第9号議案については、総務常任委員会に付託し、閉会中の継続審査に付された。また、第10号議案については、全会一致で可決された。

- ・ 第9号議案 平成25年度関西広域連合一般会計歳入歳出決算認定の件
- ・ 第10号議案 平成26年度関西広域連合一般会計補正予算（第1号）の件

## (2) 一般質問について

別添一覧（資料 P29）のとおり、13 議員からの質問に対し、各委員から答弁。

### 1 滋賀県選出議員からの質問

家森議員から次の点について質問があり、飯泉委員から答弁。

「1 ドクターヘリについて」

### 2 三日月知事からの答弁

広域環境保全局担当委員として、次の質問に答弁。

- ・西村議員（堺市）「関西エネルギープランの目標数値について」
- ・石田議員（京都府）「カワウ対策について」
- ・井上議員（京都市）「鳥獣被害対策としての広域的なニホンジカ対策について」

## 3. 9月23日 広域連合委員会

（出席者）井戸連合長、三日月委員、山田委員、植田副委員（大阪府）、熊谷副委員（徳島県）、塚本副委員（京都市）、狭間副委員（堺市）、鳥居副委員（神戸市）、和歌室長（和歌山県）、岡崎局長（鳥取県）、村上局長（大阪市）

### 1 協議事項

#### (1) 「危険ドラッグ対策の充実強化」に係る国への提言について（資料1 P31）

- ・危険ドラッグに起因するあらゆる危害から国民の生活・生命を守るため、各種対策のさらなる充実強化を求め、「国が法改正をすべき」との立場を明確にするよう修文したうえで、国に緊急提案することが決定された。

#### (2) 「危険ドラッグ」撲滅に向けた緊急アピールについて（P33）

- ・関西2千万府民・県民の皆様に対し「危険ドラッグ」撲滅に向けて「危険ドラッグによる危害のない社会」を実現するための緊急アピールを行うことが決定された。

#### (3) 関西圏域の展望研究の実施について（資料3 P35）

- ・2050年頃を見据えた関西圏域の展望研究を行う「関西圏域の展望研究会」について、研究体制や今後のスケジュール等について協議を行った。

#### (4) 「まち・ひと・しごと創生本部」に対する提案について（※ P39）

- ・国に「まち・ひと・しごと創生本部」が設置されたことから、東京一極集中からの脱却や少子化対策の抜本的強化などについて、同本部に対し提案することとなった。※9月26日提出

## 2 報告事項

### (1) 「平成26年8月豪雨」災害に係る被害状況について (資料5 P43)

- ・徳島県、兵庫県、京都府を中心に、関西各地に多大な被害を及ぼした「平成26年8月豪雨」について、被害状況等の報告があった。

### (2) 関西広域連合ドクターヘリ（京滋ヘリ）運航業務の企画提案公募の結果について (資料6 P47)

- ・企画提案公募を行った結果、学校法人ヒラタ学園を選定したことについて報告があった。
- ・また、滋賀県議会からの意見書に対し連合長から回答することになった。※9月29日回答

### (3) 地方分権改革に関する提案募集への対応について (資料7 P49)

- ・関西広域連合が行った「地方分権改革に関する提案」について、所管府省からなされた第1次回答に反論する意見を9月12日に内閣府に提出したことについて報告があった。

### (4) 琵琶湖・淀川流域対策に係る研究会（第2回）の開催について (資料省略)

- ・第2回研究会を9月29日に開催すること、また流域市町村に対して流域で顕在化している治水・防災上の課題について調査を実施していることについて報告があった。

### (5) 歴史文化遺産フォーラム『関西から見る日本の歴史と文化』の開催について (資料省略)

- ・関西では5つの世界文化遺産など有しており、改めて関西から日本史を見つめるフォーラムを11月13日に大阪YMCA国際文化センターホールで開催するとの報告があった。

### (6) 「関西ワールドマスターズゲームズ2021の集い～大会成功に向けて～」の開催について (資料10 P59)

- ・関係各界が一丸となって大会を盛り上げていく契機とするため、10月7日に大阪府立国際会議場で集いを開催することについて報告があった。

## 台風第12・11号及び8月15日からの大雨被害状況(H26.8.25 17:00現在の集計)

区分	団体名	台風第12号				台風第11号				8月15日からの大雨				計			
		人的被害(人)		住家被害(棟)		人的被害(人)		住家被害(棟)		人的被害(人)		住家被害(棟)		人的被害(人)		住家被害(棟)	
		死者・ 行方不明者	負傷者	全・半 壊、一 部損壊	床上・ 床下浸 水	死者・ 行方不明者	負傷者	全・半 壊、一 部損壊	床上・ 床下浸 水	死者・ 行方不明者	負傷者	全・半 壊、一 部損壊	床上・ 床下浸 水	死者・ 行方不明者	負傷者	全・半 壊、一 部損壊	床上・ 床下浸 水
	滋賀県				3		1					76		3		77	
	京都府				2		93		1	1	455	2,888		3	474	2,981	
	京都市				(2)		(34)		(1)			(273)		(2)	(3)	(307)	
	大阪府				13		12			1		39		14	22	51	
	大阪市				(7)		(19)							(7)	(19)		
	堺市				(1)		(1)							(1)	(1)		
	兵庫県				8		28		2	3	54	1,691		2	11	82	
	神戸市										(1)	(1)			(1)	(1)	
	和歌山県				1	4	3	302						1	4	3	
	徳島県	1				1	64	1,409						1	1	64	
	鳥取県																
	福井県				1	1						1		1	1	1	
	三重県				7	36	297							7	36	297	
	奈良県					1	71					2			1	73	
	計	1			39	174	2,449		3	5	509	4,697		44	683	8,405	



## 「平成 26 年 8 月豪雨」災害に関する緊急提案

関西圏域では、台風第 12 号(8 月 1 日から 6 日)、台風第 11 号(8 月 8 日から 10 日)、さらには 8 月 15 日から継続する豪雨により、観測史上まれに見る大雨に繰り返し見舞われた。

この豪雨により、京都府、兵庫県、徳島県を中心に管内全域において、死者、負傷者、建物の浸水、道路・河川等の公共施設の損壊など各地に甚大な被害をもたらした。

このたびの災害は、台風第 11 号の直撃による被害に加え、台風第 12 号や前線に伴う豪雨が同じ地域に集中し、しかも繰り返し発生するという近年の風水害にない様相を呈しており、このことが被害の深刻化と拡大の要因となっている。

このため、このたびの災害の特徴を的確に捉え、災害復旧制度の確実な適用と災害復旧事業の迅速な推進を図り、しなやかで復元力の強い国土と安全・安心な地域を作り上げていく必要がある。

そこで、関西広域連合として、下記の事項を緊急提案するので、政府におかれては、格別の配慮をいただくようお願いする。

### 記

- 1 台風第 12 号、台風第 11 号及び 8 月 15 日から継続する豪雨については、断続的に同じ地域を繰り返し襲った災害であり、全体として大きな被害をもたらしている。これらを一連の複合災害として捉え、早期に激甚災害として指定すること。また、災害に伴う特別の財政需要について十分な特別措置を行うこと。
- 2 道路、河川、砂防、鉄道、公園、上下水道、農地・農業用施設、林地・林道、漁港施設、医療施設、社会福祉施設、学校等文教施設、文化財等このたびの災害で被害を受けた施設の復旧が速やかに進められるよう災害復旧事業の早期採択等に配慮すること。特に、災害査定の迅速化、簡素化等を行うこと。  
併せて、河川への漂着ゴミを含む災害廃棄物の処理について支援を行うこと。
- 3 災害救助法について、この度のような時期が近接した災害は、一連の複合災害として捉え、適用範囲を柔軟に設定できるようにするとともに、小規模自治体に配慮した適用基準の見直しを行うこと。また、市町村ボランティアセンターの設置、運営等の経費、及び被災者への介護サービス提供経費や介護施設での受け入れ経費について、災害救助法の支援対象とするなどの支援内容の充実を図ること。

併せて、災害ボランティアの参加促進のための環境整備を図るとともに、災害救助法が適用されない介護サービス提供経費等について、介護保険制度での柔軟な対応を行うこと。

- 4 被災者生活再建支援制度について、都道府県・市町村域をまたがる災害が発生した場合でも被災自治体内の建物被害世帯数を基準に適用されることになっており、同一或いは一連の災害による被災にもかかわらず、基準に満たない団体には適用されない例が生じている。こうした不公平を解消するため、同一或いは一連の災害であれば被災団体全てに適用するとともに、対象となる世帯を全壊、大規模半壊に限定せず、日常生活に大きな支障が生じている世帯も対象にするなど、制度の改善を行うこと。
- 5 災害時要配慮者が利用する学校、医療施設、社会福祉施設等を対象に、浸水被害や土砂災害の危険地域からの「事前移転制度」の創設と支援を行うこと。
- 6 流域の安全安心な生活を確保するため、直轄河川について、現に実施中事業の早期完了と災害危険箇所について計画的、早期に事業実施を行うこと。併せて、府県管理河川についても事業の一層の推進が可能となるよう特別な措置を講ずること。
- 7 地域の安心・安全を確保するため、新たな交付金制度の創設や、緊急防災・減災事業債の恒久化をはじめとする起債制度の拡充も含め、国土強靱化を加速するための財源を確保すること。
- 8 局地的な大雨、土砂災害等に際し、市町村が避難勧告等を的確に発令できるよう、気象庁において現在検討されている防災気象情報の提供方法の改善を早急に進めること。
- 9 広島市での土砂災害の被害状況に鑑み、遅れている土砂災害警戒区域の指定を促進するため、土砂災害防止法の改正等必要な法的整備を行うこと。
- 10 土砂災害の場合の住家被害認定については、住家内が土砂で埋もれるという特殊性に鑑み、この特性に応じた判定基準を新たに設けること。

平成26年8月28日

関西広域連合

連 合 長	井 戸 敏 三(兵庫県知事)
副連合長	仁 坂 吉 伸(和歌山県知事)
委 員	三日月 大 造(滋賀県知事)
委 員	山 田 啓 二(京都府知事)
委 員	松 井 一 郎(大阪府知事)
委 員	平 井 伸 治(鳥取県知事)
委 員	飯 泉 嘉 門(徳島県知事)
委 員	門 川 大 作(京都市長)
委 員	橋 下 徹(大阪市長)
委 員	竹 山 修 身(堺市長)
委 員	久 元 喜 造(神戸市長)



## 2016年主要国首脳会議（サミット）及び関係閣僚会合の誘致について

主要国首脳会議（サミット）は、世界の政治経済を中心に国際社会が直面する主要課題について、主要国の首脳が一堂に会し話し合う政策協調の場であり、その重要性はますます高まっている。

2016年（平成28年）に日本で開催が予定されている主要国首脳会議（サミット）について、兵庫県・神戸市は、神戸市での開催に向けて、連携して誘致への取り組みを進めているところである。

また、京都府・京都市は、サミットに伴って開かれる閣僚会合の誘致を目指す方針を固めたところである。

サミット及び閣僚会合を首都圏と並ぶ我が国の二大拠点の一つである「関西」で開催することは、日本の歴史・文化の原点である関西の素晴らしさを、各国首脳をはじめとした世界の人々に理解してもらう機会であり、「アジアのハブ機能を担う新首都・関西」、「個性や強みを活かし地域全体が発展する関西」を国内外に広く発信することができる絶好の機会ともなり、関西全域に大きな経済効果をもたらすとともに、関西の知名度向上にも大きく貢献するものと考えられる。

関西広域連合としても、地元の経済界などの協力を得ながら、神戸サミット及び京都における閣僚会合の実現に向けて全面的に支援していくとともに、国や関係機関等に対する働きかけを積極的に行っていくこととする。

また、開催が決定した場合には、多彩な関連行事を関西全域で開催し、サミットの成功に貢献できるよう取り組むものである。

平成26年9月16日

### 関西広域連合

連合長	兵庫県知事	井戸 敏三
副連合長	和歌山県知事	仁坂 吉伸
委員	滋賀県知事	三日月大造
委員	京都府知事	山田 啓二
委員	大阪府知事	松井 一郎
委員	鳥取県知事	平井 伸治
委員	徳島県知事	飯泉 嘉門
委員	京都市長	門川 大作
委員	大阪市長	橋下 徹
委員	堺市長	竹山 修身
委員	神戸市長	久元 喜造



## 国家戦略特区における新たな提案募集に関する対応状況

関西イノベーション推進室（産学官連携担当）

## 1 構成府県市による提案状況

- (1) 提案予定 : 兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県、堺市、神戸市
- (2) 提案予定なし : 滋賀県、京都府、京都市
- (3) 現在検討中 : 大阪府、大阪市

## 2 提案予定のもの（現在、検討中のものは含まない）

## (1) 関西広域連合と連名で提案するもの

- ① 燃料電池車の普及のカギとなる水素燃料の利用を促進し、水素ステーションの整備費の低減を図るため、各種規制・基準を都市部において展開しやすいものとする
  - 燃料電池車への水素の供給方法やインフラ等に係る高圧ガス保安法上の規制について、CNG基準と同等にすること（堺市・兵庫県）
  - 水素関連技術開発に実績のある事業所において、水素ガス取扱の特例により、水素関連技術開発の加速を図る（兵庫県）
- ② 関西圏国家戦略特区の進展に相乗効果がある区域外での事業実施場所を特区の地域に含めること（バーチャル特区）
  - 糖尿病研究開発イノベーションの創出に向けた規制緩和の実施（徳島県）
    - ・iPS細胞の品質評価に係る規制を緩和
    - ・臨床情報等を活用した高度な研究を推進するため、個人データの利用に係る条件を整備
  - 新たな手術支援ロボットの開発に向けた保険外併用療養の拡大（鳥取県、和歌山県）
  - 先端医療・介護機器の開発・実用化を促進させるための規制緩和と環境整備（和歌山県）
    - ・医療機器の審査期間短縮のための特例措置
    - ・ロボット介護機器の国際安全規格の整備

## (2) 府県市単独で提案する措置

- ① 手術ロボットの利用拡大や開発の推進を図るための規制緩和を図ることにより、新たなイノベーションを創造（鳥取県）
  - ・外国を含むロボット手術の遠隔指導に関する関連法制の整備
  - ・一定の安全性を確保した未承認機器の使用に関する規制の緩和
  - ・ロボット手術を先進医療とし保険診療との併用が可能となるよう規制を緩和

- ② 車載用ディスプレイの開発のため、公道を活用した実証実験に関し、使用許可申請をその都度行うのではなく、届け出で済むよう道路使用手続きを簡素化（鳥取県）
- ③ 日本海側へのクルーズ客船誘導のため、境港における地域限定通訳案内士の要件緩和、入国審査の簡素化及び免税店の要件緩和（鳥取県）
- ④ 陸上養殖の円滑な推進による海産物の6次産業化の促進や農家レストランの設置を促進するため農用地区域での施設設置基準の緩和（鳥取県）
- ⑤ 国際コンテナ戦略港湾「阪神港」の内航フィーダー網を強化するため、内航フィーダー船に使用する燃料への石油石炭税の課税免除および内航フィーダー船の新造時に義務づけられている納付金の廃止（兵庫県）
- ⑥ 在宅患者や家族が自分の栄養状態に合わせて必要な製品を選択できるように、栄養補給用食品（いわゆる流動食）の保険適用等の見直し（兵庫県）
  - ・栄養補給用食品の保険適用・適用外製品の見直し
  - ・医師による混合診療の例外
- ⑦ 歴史的建築物の活用に向けた建築基準の緩和（兵庫県）
- ⑧ クルーズツーリズムを推進するため、外国船の入国審査や免税手続きの簡素化、播磨灘における沿海区域の全部又は一部の平水区域への変更（兵庫県）
- ⑨ 都市・農山漁村交流等の活性化を図るため、農林漁業者に限定されている農林漁業体験民宿業に係る旅館業法の特例措置について、同様の役務を提供するNPO法人や農事組合法人等の非農林漁業者への適用拡大（兵庫県）
- ⑩ 規制緩和等による新たな都市農業の展開（兵庫県）
  - ・地域の実情に応じた生産緑地地区指定の面積要件の緩和（500㎡→300㎡）等
  - ・都市農地保全の観点から、市民農園等により農地利用が担保される場合にも相続税納税猶予制度を適用
  - ・相続による権利の細分化防止等を盛り込んだ農家版事業継承制度の創設
- ⑪ 木質バイオマスなど木材の利用促進及び森林の有する公益的機能の維持・増進を図るための間伐時の手続きの簡素化（兵庫県）
- ⑫ ICT技術を活用した「高齢者支援モデル」の創出及び大都市圏からの高齢者や労働力の移動促進（徳島県）
- ⑬ 外国人創業人材の受け入れ促進（神戸市）
- ⑭ 検体検査にかかる特区内保険医療機関の先進医療実施に関わる一部工程の外部委託による新しい医療技術の普及と国際競争力の強化（神戸市）
- ⑮ 水素スマートシティ神戸構想（神戸市）

滋 議 第 3 3 8 号

平成 26 年(2014 年) 8 月 12 日

関西広域連合長 井 戸 敏 三 様

滋賀県議会議長 赤 堀 義 次

意 見 書 の 提 出 に つ い て

平成 26 年度滋賀県議会定例会平成 26 年 7 月定例会議（平成 26 年 8 月 12 日）において可決した意見書を地方自治法第 99 条の規定に基づき別紙のとおり提出します。

意見書第15号

関西広域連合ドクターヘリ（京滋ヘリ）運航業務の委託  
業者の選定について慎重な対応を求める意見書

関西広域連合においては、現在、平成27年度からの導入に向けた、いわゆる「京滋地域ドクターヘリ」について、機種選定および業者選定に係る運航業務委託についての公募手続が行われている。

関西における広域救急体制の更なる充実に向け、ドクターヘリによる救急搬送体制を確立することには大きな意義があり、運航業務の委託にあたっては、利用する機材能力、蓄積された運用ノウハウ、さらには運航従事者の資質など、安全性を確保し、高い導入効果が得られる内容を選定する必要がある。

また、導入決定に際しては、実際に救急医療を実施する医療関係者の意見等を広く聴くことや関係府・県・市の住民に対する説明責任を十分果たすなど幅広い視野からの対応が必要不可欠であると考えられる。

よって、関西広域連合長におかれては、ドクターヘリの持つ救命効果を最大限に発揮するため、当該委託業者の選定にあたっては真にその目的が達成されるよう上記のことを踏まえ、十分に検討された上で慎重に対応されるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年8月12日

滋賀県議会議長 赤 堀 義 次

平成26年8月  
関西広域連合議会定例会議案

(連合長提出)

目 次

	頁
第 9 号議案 平成 25 年度関西広域連合一般会計歳入歳出決算認定の件……………	1
第 10 号議案 平成 26 年度関西広域連合一般会計補正予算（第 1 号）の件……………	2



**第9号議案**

**平成25年度関西広域連合一般会計歳入歳出決算認定の件**

平成25年度関西広域連合一般会計歳入歳出決算は、別冊平成25年度関西広域連合歳入歳出決算書のとおりであるから、地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第233条第3項の規定により、議会の認定に付する。

平成26年8月28日提出

関西広域連合長 井戸敏三

## 第10号議案

## 平成26年度関西広域連合一般会計補正予算（第1号）の件

平成26年度関西広域連合一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ6,147千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,482,072千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成26年8月28日提出

関西広域連合長 井戸 敏三

## 第1表 歳入歳出予算補正

## 歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 分担金及び負担金		千円 932,098	千円 △8,077	千円 924,021
	1 負担金	932,098	△8,077	924,021
5 繰入金		1	1,928	1,929
	1 基金繰入金	1	1,928	1,929
6 繰越金		1	12,296	12,297
	1 繰越金	1	12,296	12,297
歳入合計		1,475,925	6,147	1,482,072

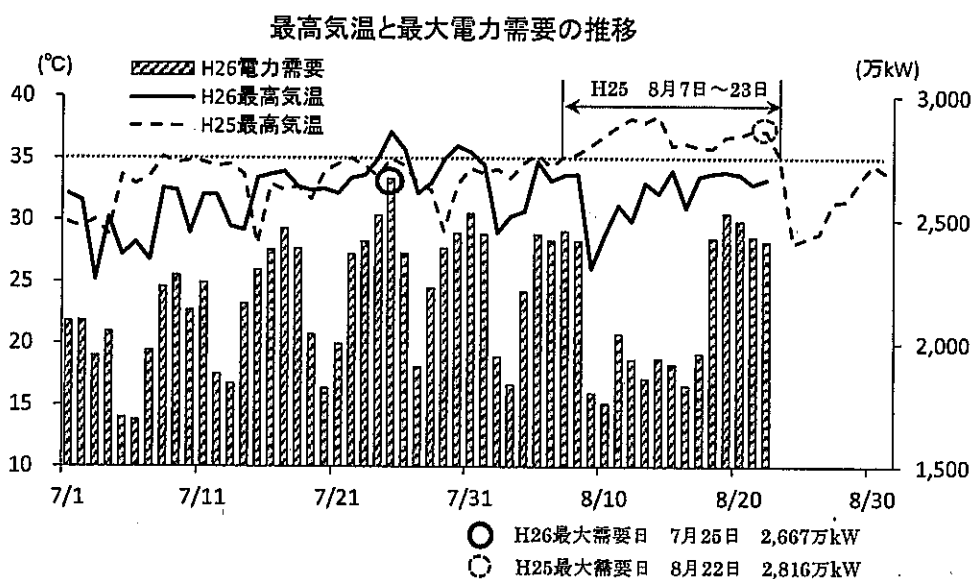
## 歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		千円 334,849	千円 6,147	千円 340,996
	1 総務管理費	334,849	6,147	340,996
歳出合計		1,475,925	6,147	1,482,072

## 今夏の電力需給状況について

平成 26 年 8 月 28 日  
 関西広域連合

- 関西電力のデータによると、節電要請期間中（7月1日～8月22日）における最大需要は、7月25日14時台の2,667万kWで、同日の最大供給力2,822万kWに対し使用率は94%であった。
- 4月の電力需給見通し検証時には、昨夏並みの猛暑を想定し、ピーク需要2,873万kW、供給力2,960万kWを見込んだが、これまでのところ昨夏に比べ気温が低く推移し、需給は安定している。



- 今夏の関西電力の主な計画外停止等は以下のとおり。
  - ・ 7月3日～7月6日 御坊1号機（60万kW） 停止（タービン設備の損傷）
  - ・ 7月13日～7月14日 姫路第二5号機（60万kW） 出力抑制（タービン設備の損傷）
  - ・ 8月10日～8月18日 南港2号機（60万kW） 停止（冷却水取水設備のつまり）
  - ・ 8月20日～ 姫路第二6号機（60万kW） 停止（ボイラ配管の蒸気漏れ）
- 今夏のこれまでの節電の状況を、日々のピーク時刻（14時～15時）の需要と気温の関係から解析すると、平成22年度夏と比べて平均で約12%（約310万kW）減少している。

## 《参考》

今夏の節電要請内容	: 昨夏実績以上の節電の実施
今夏のこれまでの節電実績	: 平成22年度夏比 約12%（約310万kW）
昨夏の節電実績	: 平成22年度夏比 約11%（約280万kW）

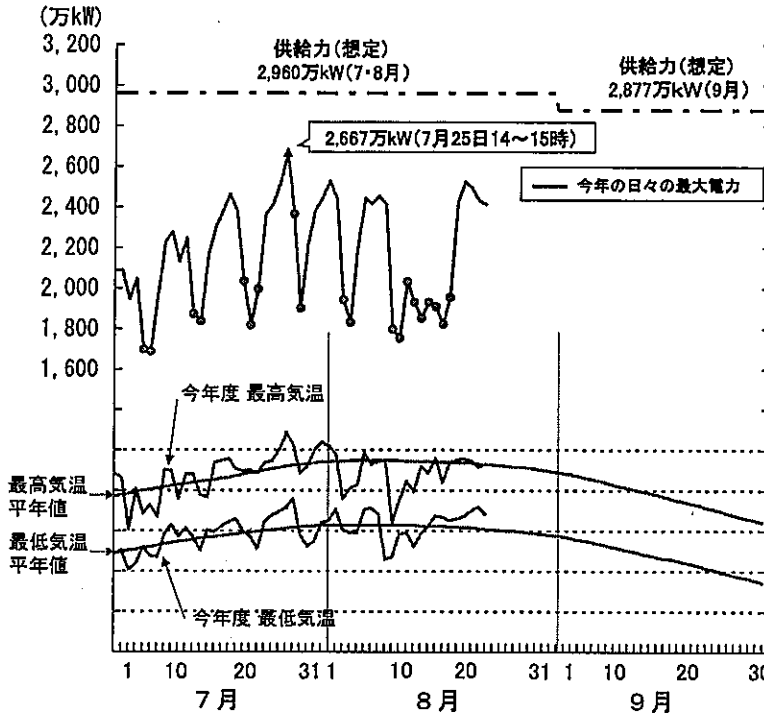
火力発電所のトラブルリスク等を踏まえ、電力需給がひっ迫に至ることのないよう、引き続き、府県民や事業者の皆様へ節電の着実な実施を呼びかけていく。



# 今夏の最大電力および気温の推移

関西広域連合  
エネルギー検討会ご提出資料  
関西電力株式会社  
平成26年8月28日

1



## ◎気温※1(大阪) (°C)

H26年7月		平年差
平均	27.8	+0.4
最高	32.1	+0.5
最低	24.5	+0.2

H26年8月上旬※2		平年差
平均	27.7	▲1.4
最高	31.5	▲2.3
最低	25.3	▲0.4

H26年8月中旬※2		平年差
平均	28.9	▲0.1
最高	32.6	▲1.0
最低	25.9	+0.2

H26年8月下旬※2		平年差
平均	29.6	+0.9
最高	33.1	▲0.2
最低	27.6	+2.3

## ◎猛暑日(最高気温35°C以上) (日)

7月	8月上旬※2	8月中旬※2	8月下旬※2	計
5	0	0	0	5

## ◎熱帯夜(最低気温25°C以上) (日)

7月	8月上旬※2	8月中旬※2	8月下旬※2	計
14	5	7	2	28

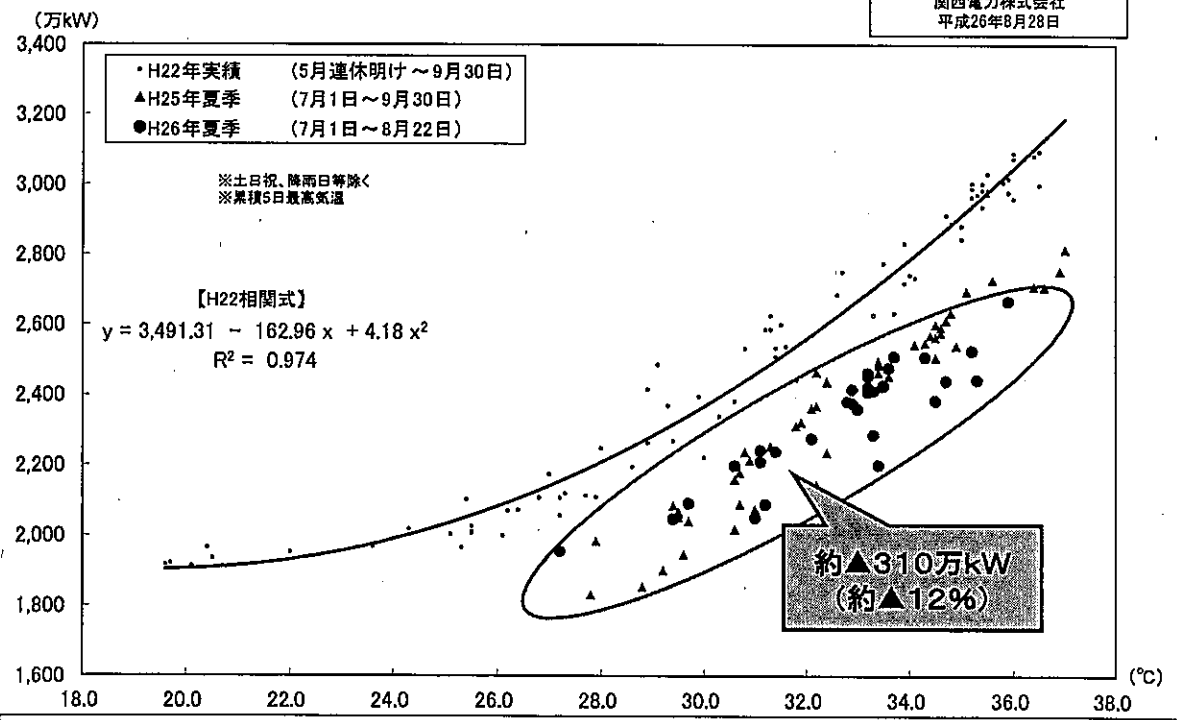
※1 気温は全て期間の平均値  
※2 上旬 8/1~10、中旬 8/11~20、下旬 8/21~22の値

○今夏のこれまでの最大電力発生日時は7月25日(金)14~15時の2,667万kWです。

# 14~15時の電力需要実績の比較[対H22年比]

関西広域連合  
エネルギー検討会ご提出資料  
関西電力株式会社  
平成26年8月28日

2



○7/1から8/22までの実績では、H22年と比べて、平均で約310万kW(約12%)減少しています。この中に節電効果が含まれているものと考えられます。

平成25年夏と今夏の節電の比較[対H22年比]

関西広域連合  
エネルギー検討会ご提出資料  
関西電力株式会社  
平成26年8月28日

3

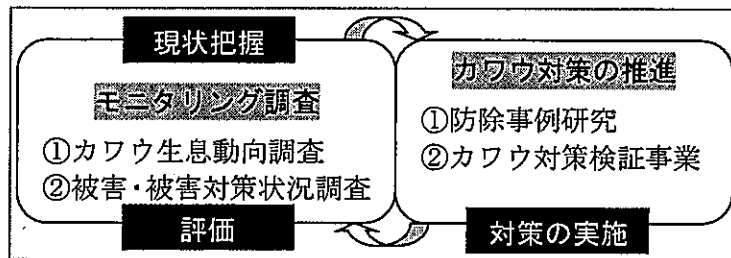
		H26年度 夏(今夏) [算定期間:7/1~8/22]		H25年度 夏 [算定期間:7/1~9/30]	
		減少量	減少率	減少量	減少率
節電効果(全体)		約310万kW	約 12 %	約280万kW	約 11 %
(内訳)	家庭用	約 70万kW	約 13 %	約 60万kW	約 11 %
	業務用	約140万kW	約 13 %	約 130万kW	約 12 %
	産業用	約100万kW	約 10 %	約 90万kW	約 9 %

4

## カワウ広域保護管理の取組について

平成 26 年 8 月 広域環境保全局自然環境保全課

カワウは府県を越えて広域を移動し、漁業被害や生活環境被害、植生の枯死等の被害が生じている。そこで、関西広域連合では、関西全体のカワウによる被害を効率的に減らすことを目的として、平成 25 年 3 月に関西地域カワウ広域保護管理計画を策定し、地域における対策を担う構成府県市の取組に役立てるよう、取組みを実施している。



←図 1.  
取組の手順



図 2.カワウ→

### 1. カワウ生息動向調査(平成 23 年度～)

(1)目的:効果的な対策内容の検討や対策効果の評価のための基礎的データを収集する。

#### (2)内容

- ①圏内のねぐら(80箇所程度)について、個体数等を調査  
(年 3 回:3月、7/8月、12月 ※ただし、滋賀県のみ5月、9月、12月)
- ②足環装着により個体識別し、観察情報を収集  
→カワウの分布や個体数の変動、移動状況等を把握

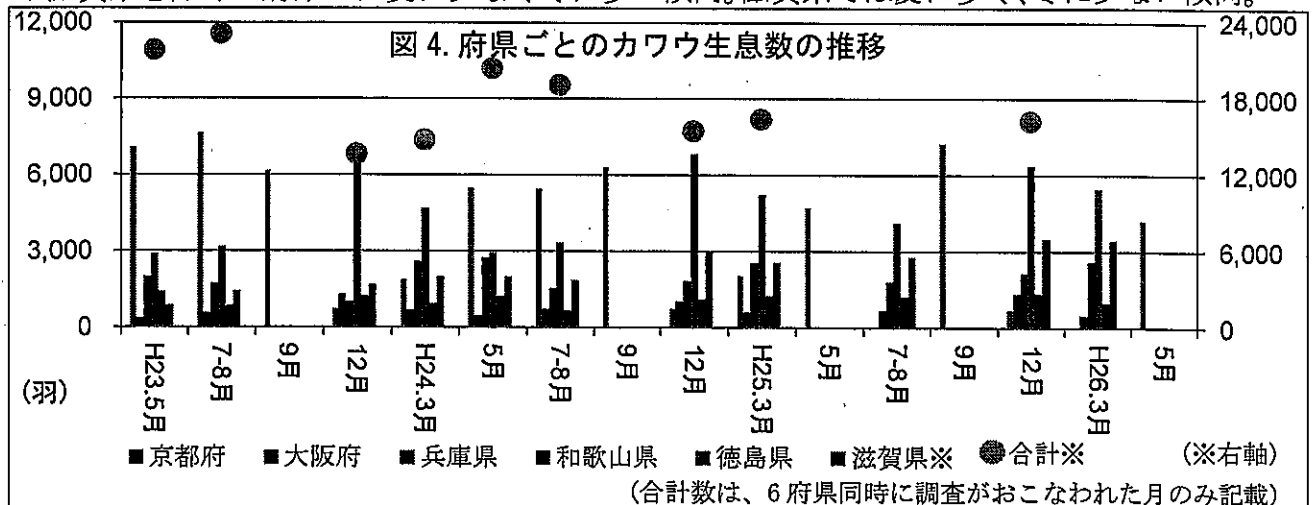


図 3.足環を装着した状態→

#### (3)結果

##### ①生息数の推移

- ◆全体として個体数の増加は抑制されている。(滋賀県を除く 5 府県は横ばいまたは微増の傾向。滋賀県は減少傾向。ただし、捕獲数に見合った減少には至っていない。)
- ◆滋賀県を除く 5 府県では夏に少なく冬に多い傾向。滋賀県では夏に多く、冬に少ない傾向。



②分布の季節変化

◆夏期は琵琶湖沿岸に集中しているが、冬期には兵庫県や徳島県沿岸に多くなる。

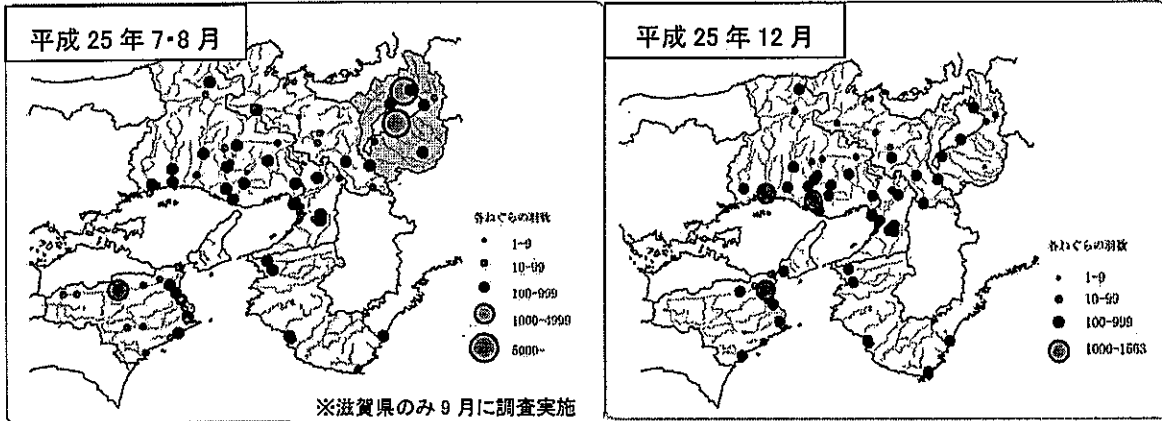
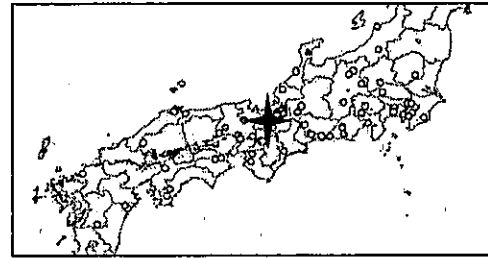


図 5.圏内におけるカワウの分布

③幼鳥の移動分散

◆新潟や熊本等、全国各地で確認されている。

図 6.滋賀県竹生島で標識した個体の観察地点→



2. 被害状況および被害対策状況調査(平成 24 年度～)

(1)目的: 地域の実情に応じた対策検討のため、被害時期や内容等を具体的に把握する。

(2)内容: 漁協へのアンケート

→現場へのフィードバックにより被害地間の連携等の効果的な対策を促進

→定量的な評価指標のないカワウ被害について、被害の経年変化の傾向を把握

(3)結果

①月毎のカワウの飛来数

◆春および秋に飛来のピークがある

…滋賀、京都、徳島

◆明瞭なピークなし

…大阪、兵庫、和歌山

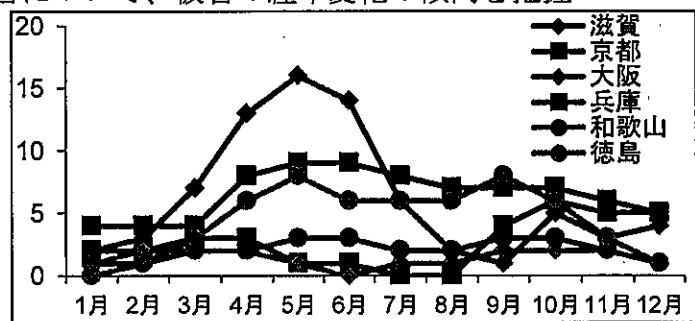
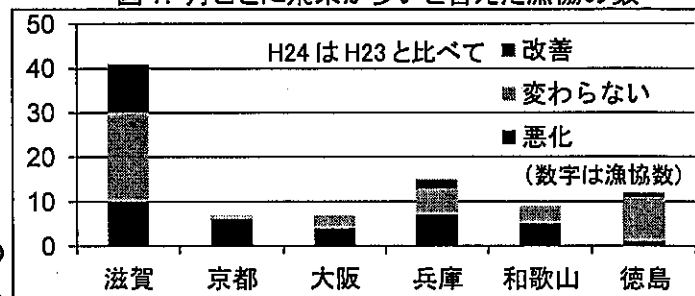


図 7. 月ごとに飛来が多いと答えた漁協の数

②被害の対前年比

◆滋賀県と徳島県では「変わらない」  
それ以外の4府県では「悪化」と回答する漁協の割合が高い。

図 8.H23 年と比べた H24 年の被害の改善/悪化の傾向→





### 3. 防除事例研究(平成 25 年度～)

(1)目的:対策の成功/失敗の事例を事例集としてとりまとめ、地域の対策に役立てる。

#### (2)内容

特徴的な被害対策を実施している漁協に対してヒアリングを実施し、対策の成功・失敗の生の声を収集する。

表 1.ヒアリング対象(構成府県市からの推薦)→

\*は現地視察と面会によるヒアリング  
その他は電話によるヒアリング

都道府県	漁協名
京都府:	*保津川漁業協同組合
大阪府:	大阪府内水面漁業連絡協議会 芥川漁業協同組合
滋賀県:	*百瀬漁業協同組合
兵庫県:	加古川漁業協同組合
徳島県:	勝浦川漁業協同組合

#### (3)結果

##### ◆保津川漁協（京都府）への聞き取り

- ・市街地に位置し、銃器を使用した捕獲が実施できないことから、網を用いた捕獲について検討中（現時点では実用化していない）。
- ・河岸にテグスを結び付ける場所がない場合、河川を斜めに横切るよう長いロープを張り、ロープに取り付けた猿環にテグスを結ぶことで、密にテグスを張ることに成功している。

##### ◆百瀬漁協（滋賀県）への聞き取り

- ・大規模なねぐら（滋賀県竹生島）が近くにあり、カワウの飛来数が多いが、守る範囲を明確に定め、網目状にテグスを張ることによって、被害の抑制に成功している。

##### ◆芥川漁協（大阪府）への聞き取り

- ・キライ線（断面に凹凸を設け、太陽光などを不規則に反射させる加工を施した防鳥糸）を張ったところカワウの飛来抑制に成功した。河川整備や釣りの解禁時にはキライ線を撤去しており、張りっぱなしにしないことで、カワウの「慣れ」を防ぎ、効果を持続させている可能性がある。ただし、近年効果が低下してきている。

##### ◆加古川漁協（兵庫県）への聞き取り

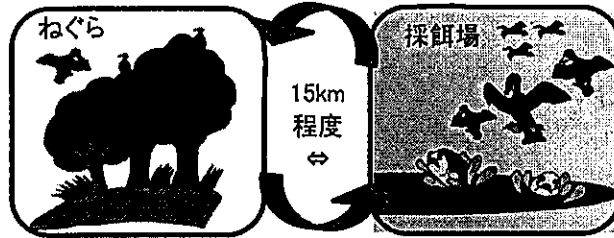
- ・花火による追い払いにおける工夫として、できる限りカワウの至近距離で花火を打つ、河川の両岸に人を配置し、飛んで逃げた先まで車で追いかけてさらに花火を打つなどの対策を毎日継続したところ、その間はカワウの飛来数が減った。

##### ◆勝浦川漁協（徳島県）への聞き取り

- ・花火や防鳥糸による対策だけでなく、積極的な捕獲を取り入れ、年間 100 羽以上のカワウを捕獲している。ただし、経年的なカワウの飛来数や被害量の減少には至っていない。

#### 4. カワウ対策検証事業(平成 25～26 年度)

(1) 目的:ねぐらと採餌場の関係を考慮した対策を試験的に実施し、効果的な対策の地域への波及を図る。



←図 9.ねぐらと採餌場の関係  
※それぞれの対策が重要

#### (2) 実施場所

##### ①大阪府南部地域

溜め池における養殖魚の被害とねぐらにおける生活環境被害がある地域。両者の関連に着目し、同時に取り組むことにより、効果的に被害を軽減できる可能性がある。

##### ②兵庫県揖保川地域

河川における放流・遡上アユの被害がある地域。カワウによる被害として一般的であり、他地域に広く応用できる可能性がある。

#### (3) 実施内容

以下の①～③を順応的に実施。

##### ①漁協・自治会・市町村における協力関係の構築



- ・カワウに関する勉強会
- ・対策方針の協議

図 10.協議の様子

##### ③効果測定



- ・カワウが減ったか
- ・周辺への影響はないか

図 13.調査の様子

##### ②対策の実施・支援

###### A.ねぐらを被害場所から遠ざける

- ・ビニルテープによるねぐらの制限・解消
- ・人力による巢落とし、追い出し



図 11. ビニルテープ張りの様子



対策実施後

###### B.カワウの数を減らす

※本事業では採用せず

- ・銃器による捕獲
- ・擬卵やドライアイスによる繁殖抑制

###### C.カワウが被害場所に来たときに備える

- ・花火等による追い払いの支援
- ・防鳥糸(テグス)の張り方の改善 ※H26 検討中
- ・魚の隠れ場所の設置 ※H26 検討中

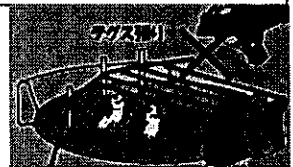


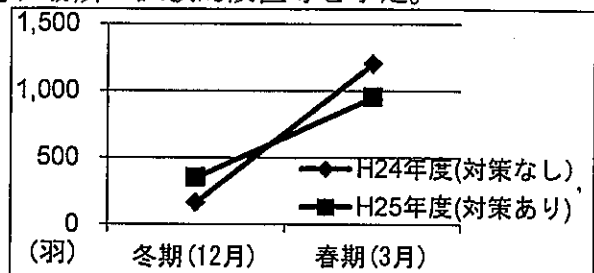
図 12.テグス張りのイメージ

(4)これまでの成果および今後の取組予定 ※平成 26 年度も継続中

①大阪府南部地域

- ◆冬から春にかけての繁殖期における生息数の増加が抑制された (図 14)。
- 住宅地に近いねぐらの解消を目指して、次期繁殖期に営巣妨害を実施予定。
- 溜め池における防鳥糸の張り方の改善や魚の隠れ場所の試験的設置等を予定。

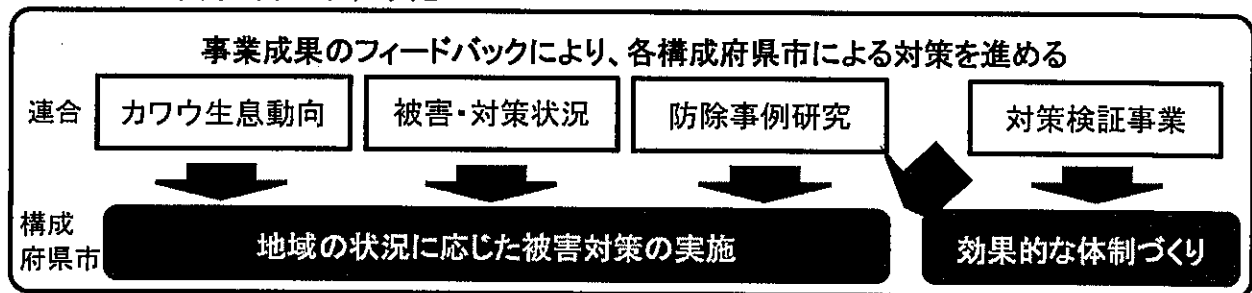
図 14.繁殖期における生息数の変化→  
(縦軸は生息数)



②兵庫県揖保川地域

- ◆揖保川にある 2 箇所のおねぐらのうち、上流の被害の拠点となるねぐらを解消した。
- アユ放流・遡上時期の河川へのカワウの飛来数を調査により対策の効果検証を予定。
- 周辺地域を含むモニタリングの継続およびねぐら再形成の場合には早期対策を予定。

5. 平成 27 年度以降の取組予定



(参考) 各府県におけるカワウの捕獲数

許可による捕獲数

都県	2005年度	2006年度	2007年度	2008年度	2009年度	2010年度	2011年度	2012年度
滋賀	13329	18549	13839	2361	19241	26246	15123	11706
京都	130	105	119	87	169	114	95	117
大阪	4	82	85	89	94	83	33	42
兵庫	10	12	50	47	135	49	12	207
和歌山	237	377	572	331	309	616	539	644
徳島	949	1047	961	874	575	502	469	601
小計	14659	20172	15626	3789	20523	27610	16271	13317

狩猟による捕獲数

都県	2005年度	2006年度	2007年度	2008年度	2009年度	2010年度	2011年度	2012年度
滋賀			96	137	150	97	100	23
京都			68	84	87	103	55	75
大阪			5	4	8	14	0	0
兵庫			48	102	254	130	72	70
和歌山			216	475	62	276	95	48
徳島			43	84	32	64	18	20
小計	0	0	476	886	593	684	340	236



平成26年8月定例会質問項目及び答弁者一覧

府県市	質問者	質問時間	質問項目	答弁者・順
1 鳥取県	伊藤 保 議員 (一括)	8分	1 山陰海岸ジオパークの世界ジオパークネットワーク再認定の見通しと今後の活性化の取組について	—
			(1)世界ジオパークネットワーク再認定の見通しについて	①平井委員
			(2)山陰海岸ジオパークの認知度向上について	②飯泉委員
			2 危険ドラッグ対策について	②飯泉委員
2 徳島県	北島勝也 議員 (一問一答)	12分	1 災害派遣精神医療チーム「DPAT」の広域的な整備について	①飯泉委員
			2 関西ワールドマスターズゲームズ2021について	②連合長
			3 ものづくり中小企業の国際競争力を高めるための技術支援について	③松井委員
3 大阪府	横倉康幸 議員 (一問一答)	4分	1 今後の広域防災の取組について	①連合長
4 大阪府	吉田利幸 議員 (一問一答)	6分	1 人口減少社会における関西広域連合での取組について	①連合長
			2 広域観光・文化振興における今後の取組について	②山田委員
5 大阪府	新田谷修司 議員 (1は一問一答 2は分割)	10分	1 統治機構改革について	①連合長 ②橋下委員 ③竹山委員
			[再質問] 統治機構改革について	④連合長
			2 大阪湾環状道路の実現に向けた取組について	—
			(1)大阪湾環状道路構想の現状認識について	⑤飯泉委員 ⑥副連合長
			(2)関西広域連合における今後の取組について	⑦副連合長
6 大阪市	杉田忠裕 議員 (一問一答)	12分	1 関西広域連合における危険ドラッグ対策について	①飯泉委員
			2 広域観光分野における誘客策について	②山田委員
7 堺市	西村昭三 議員 (一括)	8分	1 関西エネルギープランの目標数値について	①三日月委員
8 兵庫県	日村豊彦 議員 (一括)	20分	1 広域的な治水対策と共助の取組について	①連合長
			2 展望研究の方向性について	②連合長
			3 空港、港湾等、交通インフラの機能強化について	④副連合長
			4 地方自治に関する憲法のあり方について	③連合長
9 神戸市	藤原武光 議員 (一問一答)	8分	1 危険ドラッグの規制に関する取組について	①飯泉委員
			2 「世界に開かれた経済拠点」を目指す取組について	②連合長
			3 大規模広域災害発生時の対応について	—
			(1)重病患者の対応について	③飯泉委員
			(2)緊急物資の対応について	④連合長
10 京都府	石田宗久 議員 (一括)	16分	1 カワウ対策について	①三日月委員
			2 東京オリンピック・パラリンピックに向けた関西からの文化発信について	②山田委員
			3 危険ドラッグ対策について	④飯泉委員
			4 訪日外国人拡大に不可欠なソフト面のインフラ整備について	—
			(1)観光面でのインフラ整備	③山田委員
			(2)医療通訳	⑤飯泉委員
			(3)鳥獣被害対策としての広域的なニホンジカ対策について	—
(1)広域的な管理の実施	②三日月委員			
11 京都市	井上与一郎 議員 (分割)	8分	1 広域観光振興における地域内交流・相互理解とマーケティングに基づく戦略的取組について	—
			(1)地域内の相互交流・相互理解の促進	①山田委員
12 滋賀県	森森茂樹 議員 (一括)	16分	1 ドクターヘリについて	①飯泉委員
			(1)ドクターヘリについて	①飯泉委員
13 和歌山県	花田健吉 議員 (1)~(3)は一括 (4)~(8)は一問一答)	16分	1 関西全体のエネルギー政策について	—
			(1)関西エネルギープランにおける再生可能エネルギー導入目標の達成について	①松井委員
			(2)再生可能エネルギー推進のための具体的政策について	①松井委員
			(3)中小零細企業の経営安定と競争力を保持するエネルギープランについて	①松井委員
			(4)ベース電源となりえるエネルギー政策の構築について	②橋下委員
			(5)原発からの撤退に向けた対応について	②橋下委員
			(6)安全基準を満たした原発の再稼働について	③連合長
			(7)自然エネルギー発電の積極的導入事例について	④副連合長
(8)南海トラフ地震等の津波被害に備えた発電所の強化、分散化等について	⑤連合長			



## 危険ドラッグ対策の充実強化（案）

近年、危険ドラッグに起因する危害が全国各地で多発しており、「使用した者への健康被害」に加え、「交通事故などの二次的被害」により無関係な人々の尊い命まで奪われている現状は、まさに「テロ行為」にも匹敵する「異常な事態」となっている。

「薬物による危害のない社会」の実現に対する社会的要求は切実なものとなっており、国・都道府県等に対しては、危険ドラッグの撲滅に向け、断固として取り組むことが強く望まれている。

危険ドラッグはインターネットを利用した売買などにより、広範囲に出回っていることから、関西広域連合においては、「府県域を超えた体制」で取り組むべき課題と認識し、圏域内における「検査体制の充実」など、連携した取り組みを行っているところである。

国においても、これまで薬事法において、「包括指定」や「緊急指定」など指定薬物の迅速な指定、「無承認医薬品」としての販売規制など、規制・取締りの強化を図っているが、「新たな薬物の出現」を完全に押さえ込むには至っていない。

危険ドラッグに起因するあらゆる危害から、「国民の生活・生命」を守るため、各種対策のさらなる充実強化を求め、次のとおり提案する。

### 1 「危険ドラッグ非常事態宣言」など社会意識の醸成に向けた強力な啓発

危険ドラッグの危害により、無関係な人々の「健康・生命」まで奪われている現在の「異常な事態」を踏まえ、国として「危険ドラッグ非常事態宣言」を発するなど、従来以上に危機感を持った啓発を行うとともに、特に、危険ドラッグの使用拡大が危惧される若年層を対象に、その「真の危険性」を強く訴える「効果的な啓発」を強力に進めること。

### 2 水際対策の強化

危険ドラッグの製造原料となる物質のほとんどが、海外から密輸されている現状を踏まえ、税関における検査・監視を強化するため必要な体制整備を行うなど、水際対策のさらなる強化を図ること。

また、国際的な協力の下、危険ドラッグ原料物質の輸出国側における規制強化を強く働きかけること。

### 3 危険ドラッグ検査体制の充実

危険ドラッグの規制・取締りの強化に伴い、都道府県においても「危険ドラッグ検査体制」の充実強化が急務の課題となっており、都道府県が行う検査機器の購入等の経費に対し、支援を行うこと。

#### 4 新たな観点に立った「効果的な規制手法」の確立

国・都道府県はもちろん、大学や製薬企業の研究機関などの協力も得るなど、我が国の英知を集結し、「危険ドラッグになり得る物質」の範囲を明確にし、流通に先駆けてその全てを規制するなど、いわゆる「イタチごっこ」の状況に対抗しうる「新たな規制手法」を確立すること。

#### 5 違反に対する厳格な処分の実施

危険ドラッグに含まれる指定薬物の販売・所持に係る薬事法違反については、その事実を明らかにし検察庁へ送致しても、「犯意性が不明確」としてその大部分が不起訴処分とされる。

店舗やインターネット等による危険ドラッグの販売が未だに横行している現状に鑑み、薬事法の規制が危険ドラッグの販売等に対する「実効ある抑止力」となるよう、違反者に対する厳格な処分が可能となる法解釈の運用とその徹底を図られたい。

平成26年9月23日

#### 関西広域連合

連合長	兵庫県知事	井戸 敏三
副連合長	和歌山県知事	仁坂 吉伸
委員	滋賀県知事	三日月大造
委員	京都府知事	山田 啓二
委員	大阪府知事	松井 一郎
委員	鳥取県知事	平井 伸治
委員	徳島県知事	飯泉 嘉門
委員	京都市長	門川 大作
委員	大阪市長	橋下 徹
委員	堺市長	竹山 修身
委員	神戸市長	久元 喜造



## 「危険ドラッグ」撲滅に向けた緊急アピール

～ 関西２千万府民・県民の皆さんへ ～

「危険ドラッグ」は、「合法」あるいは「脱法」という言葉を使い、「禁止されていないから安全」という誤った認識から安易に乱用され、近年、若い方たちを中心に急速な広がりを見せていますが、「危険ドラッグ」はその名のとおり、「非常に危険な薬物」です。

「危険ドラッグ」には、麻薬や覚醒剤よりも危険なものもあってと言われており、使用した場合、意識障害や呼吸困難を起こし、最悪の場合には死に至ることもあります。

また、「危険ドラッグ」による意識障害が、悲惨な交通事故の発生につながるなど、関係の無い人々の人生にも重大な影響を及ぼしかねません。

関西広域連合では、「危険ドラッグ」の危害から、府民・県民の皆さんの「健康と生命」、「安心して暮らせる社会」を守るため、構成団体が一体となった様々な取組みを進めていますが、残念なことに、この圏域内でも「危険ドラッグ」を原因とする健康被害や交通事故が発生しております。

関西２千万府民・県民の皆さん、  
私たちが暮らすこの社会から「危険ドラッグ」を撲滅するためには、  
なによりも皆さんのご協力が必要です。

「危険ドラッグ」の危害は、皆さんの身近にも迫っており、  
どうか、お一人おひとりが、自分自身にも関係する問題であることと受け止めてください。

皆さんご自身が「買わない」、「使わない」、「売らない」ことはもちろん、  
「危険ドラッグ」に関する様々な情報について、行政や警察など関係機関に  
お寄せください。

府民・県民の皆さんお一人おひとりが強い心を持ち、  
「危険ドラッグによる危害のない社会」を実現させるため、  
正しく理解し、行動いただくことを願います。

平成２６年９月２３日

関西広域連合



## 関西圏域の展望研究の実施について

平成26年9月23日  
関西広域連合

## 1 研究趣旨

災害に強い国土形成の観点を踏まえつつ、東京一極集中、人口の地域的偏在を食い止め、関西の各地域がそれぞれの個性や資源を活かし、主体的に取り組むしくみのあり方、また、住んでいる人の目線で、心の豊かさを実感できる関西のあり方などを研究の視点に、関西圏域の今後を展望し、政策コンセプト等をまとめる。

これらの研究内容については、①国土形成計画の全国計画及び近畿圏広域地方計画を見直す際や、適宜、②「まち・ひと・しごと創生本部」が策定する総合戦略及びこれに基づく地方版総合戦略、国土強靱化地域計画の策定などにおける議論、③第3期広域計画（平成29年度以降）の基礎資料として、広く活用する。

## 2 研究体制

## (1) 関西圏域の展望研究会の設置（別紙参照）

研究の趣旨に基づき、公益財団法人ひょうご震災記念21世紀研究機構の五百旗頭真理 理事長を座長に、地域づくり・都市政策・少子化・男女共同参画・防災・産業・観光文化・インフラなど幅広い分野の学識経験者や実践家など、多彩な方々に参画いただく「関西圏域の展望研究会」を設置する。

なお、必要に応じて、研究課題ごとに「部会」を設置する。

## (2) 構成団体との連携

構成団体の計画担当課長等を構成員とする「関西圏域の展望研究幹事会」を開催する。（次年度は、幹事会メンバーからなる「関西圏域の展望研究PT」の設置を検討。）

※ 連携団体等にもオブザーバーとして出席依頼を予定

## (3) 経済界との連携

関西経済連合会等、経済界にも上記幹事会等へオブザーバーとして参画いただき、適宜情報提供を受けるなど、経済界との連携を図る。

## 3 スケジュール

## (1) 当面のスケジュール

第1回「関西圏域の展望研究会」を10月22日（水）に開催予定。

## (2) 全体スケジュール

## ① 展望研究会

26年度中に政策コンセプトをまとめ、中間報告を実施。27年度には基本戦略（各論）の検討に着手。

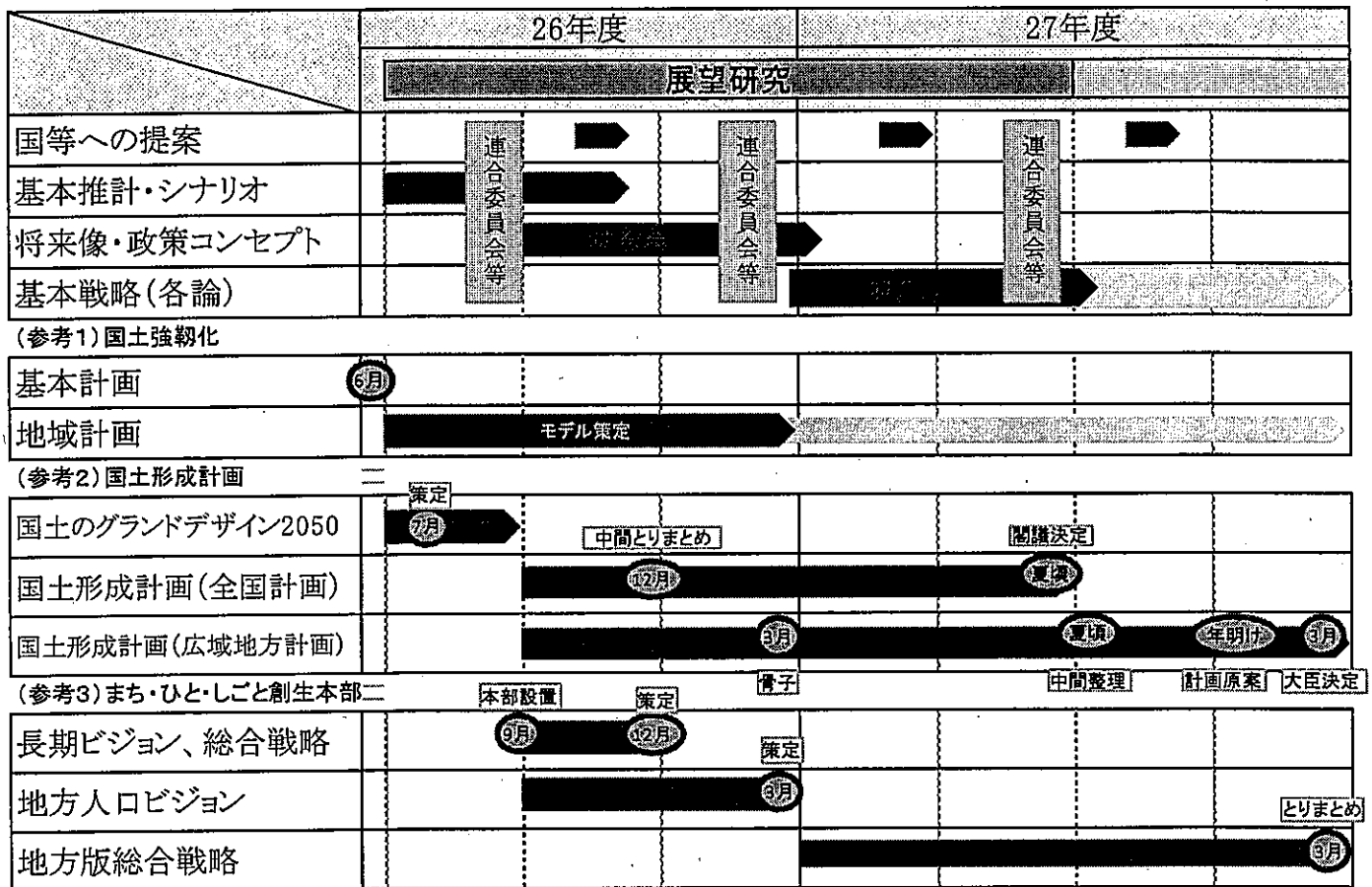
## ② 国等の動き

- ・ 国土強靱化：26年度6月に基本計画を閣議決定。今後、地域計画を策定（想定）
- ・ 国土形成計画：27年度上期に全国計画、27年度中に広域地方計画を策定（想定）
- ・ まち・ひと・しごと創生：26年中に総合戦略、27年度中に地方版総合戦略を策定（想定）

## ③ 関西広域連合

国の動きを睨み、研究会での議論を踏まえつつ、国土形成計画やまち・ひと・しごと創生本部の総合戦略等に対する意見発出や関西独自の素案づくりなど、適宜、連合委員会で協議し、必要な対応を図る。

(まとめ図)



※地方人口ビジョン及び地方版総合戦略は、都道府県単位で作成予定

(参考) 研究課題

テーマ例	主な研究内容イメージ
人口減少社会における関西圏域の持続可能な地域構造のあり方	<ul style="list-style-type: none"> <li>人を引きつける魅力ある地域構造と人々の活動のあり方 (世代別居住者、住み替え(二地域居住を含む)、職業(テラワークを含む)、趣味や生きがい活動、まちのテーマ(農業等)といったイメージの具体化等) ※多自然居住地域、拠点都市、大都市など、カテゴリごとに整理</li> <li>地域活性化の取組への支援策と取組をつなぐしくみのあり方</li> </ul>
関西全体で支えあうしくみのあり方	<ul style="list-style-type: none"> <li>コミュニティの再構築のあり方 (安全・安心・生活支援・共助サービス、テーマ性を持った交流施設、移動を支える地域内交通ネットワーク、社会資本・空間管理、災害時の行動訓練や環境運動、健康づくり等の具体化と戦略的実現方策(CB活用)等)</li> <li>女性、若者、高齢者、障がい者、それぞれが支え合うしくみのあり方 (働きながら子育てする関西の打ち出しとインセンティブのしくみ等)</li> </ul>
人が集い、人を引きつける関西経済のあり方	<ul style="list-style-type: none"> <li>人が集い、人を引きつける魅力ある拠点の形成 (健康・医療等の特区及び研究開発拠点・大学等のクラスター並びに各地域資源(歴史遺産、文化、農業等)等を核としたネットワーク型拠点の形成、起爆剤となる拠点の創出、これらを総合したリーディング産業の創出等)</li> <li>拠点性を生み出すインセンティブのあり方 (ミッシングリンクの解消やリダンダンシー確保に配慮した高速交通網の整備、リエ整備による圏域間の連携・分担、人材育成・確保(圏域内交通や情報通信など魅力あるソフト基盤の構築)、産業の成長を補完する行政の役割等)</li> </ul>

「関西圏域の展望研究会」構成メンバー

別紙

(敬称略、五十音順)

区分	氏名	主な役職
座長	五百旗頭 真	公益財団法人ひょうご震災記念 21 世紀研究機構理事長
座長代理	大西 裕	神戸大学大学院法学研究科教授
	河田 恵昭	阪神・淡路大震災記念人と防災未来センター長
委員	渥美 由喜	株式会社東レ経営研究所ダイバーシティ&ワークライフバランス研究部長
	猪子 寿之	チームラボ株式会社代表取締役
	植田 和弘	京都大学大学院経済学研究科教授
	梅原 利之	四国旅客鉄道株式会社相談役 公益財団法人堺市文化振興財団理事長
	大南 信也	特定非営利活動法人グリーンバレー理事長
	加藤 恵正	兵庫県立大学政策科学研究所教授
	北村 裕明	滋賀大学理事・副学長
	木村 陽子	公益財団法人日本都市センター参与
	坂上 英彦	京都嵯峨芸術大学芸術学部デザイン学科教授
	佐々木 雅幸	同志社大学経済学部特別客員教授 文化庁文化芸術創造都市振興室長
	白石 真澄	関西大学政策創造学部教授
	砂原 庸介	大阪大学大学院法学研究科准教授
	平山 洋介	神戸大学大学院人間発達環境学研究科教授
	藤井 聡	京都大学大学院工学研究科教授
	松永 桂子	大阪市立大学大学院創造都市研究科准教授
山崎 亮	株式会社 studio-L 代表取締役	

(敬称略、五十音順)

区分	氏名	主な役職
参与	飯尾 潤	政策研究大学院大学教授
	御厨 貴	東京大学名誉教授



## 「まち・ひと・しごと創生本部」に対する提案

人口減少社会に対応して地方創生に取り組むため、政策推進の司令塔として「まち・ひと・しごと創生本部」が設置された。一方、関西広域連合では、2050年頃を見据えた関西圏域の展望研究を行うこととし、研究会の設置を決定したところである。

人口減少問題は、地域ごとに要因や課題が大きく異なる。当研究会は、ニュータウンを抱え将来的に高齢者が激増する都市や、IT企業の進出などを契機に若者が移住し人口バランスがとれつつある町など、多彩な構図が想定されるため、多自然地域、ニュータウン、大都市ごとに年少人口、生産年齢人口、高齢人口がどう推移していくのか、地域の実態を把握し、地域ごとの特性に応じた対応を図るべく、研究を進めていくこととしている。

「まち・ひと・しごと創生本部」での戦略の策定に際しては、中央集権的な全国一律の発想ではなく、地方の主体的な取組を重視し、それを下支えするため、地方目線での方策が立案されることを期待する。

関西広域連合は、日本を分散型自立社会に再構築することをめざして、様々な広域課題に取り組んでおり、このような歩みを進めることこそが地方創生につながる。政府において、地方が自らの実情に即して主体的に行動できる仕組みをつくるため、下記について提案する。

### 記

#### 1 東京一極集中からの脱却

##### (1) 首都圏への人口流出を食い止める各地域の主体的な取組への支援

東京一極集中からの脱却を図るには、地方主導で国土構造を変えていくことが必要である。人口の地域的偏在に対して、国と地方が協働した総合的な少子化対策を図ることに加えて、地方自治体は、各地域が主体的に地域活性化に取り組むような仕組みを、政策的に構築することから、国は、これに対し効果的な支援を行うことや、各地域の競争力の向上による繁栄及び格差是正などの環境づくりに努めること

##### (2) 効率性、経済性から心の豊かさを追求する成熟社会のモデルへの支援

人口減少社会下においては、これまでのような、東京を中心とし各地域は東京の経済力をもとに繁栄させるといったピラミッド型の考え方、効率性、経済性のみを重視する成長モデルからの転換が問われている。関西は、都市と農村が近接する特徴を有する日本の縮図と言える。これまでの成長モデルとは異なる人々の心の豊かさを重視する新たな成熟社会のモデルを想定し、財政面も含めた支援制度を構築すること

##### (3) 国土の双眼構造への転換と圏域特性を活かした活性化への支援

リニア中央新幹線東京～大阪間の全線同時開業や、関西を首都中枢機能のバックアップ拠点に位置づけるなど、国土の双眼構造への転換を図るとともに、各々の圏域の特性を活かした活性化の取組に対する現行の「特区制度」や、地方分権改革における実効性ある「提案募集方式」をさらに進めた大胆かつ柔軟な規制・制度改革を実現すること

##### (4) 首都圏の機能の地方分散

首都圏に集中する企業の地方への分散促進とともに、工学系、農学系など地方に研究資源が豊富にある分野について、首都圏から地方への大学キャンパスの移転など、大学等の地方分散を促進すること。合わせて、試験研究機関や研修機関など、政府機関の積極的な地方への移転を促進すること

## 2 地域活力の再生

### (1) 暮らしを支え、経済を持続可能にする大都市及び拠点都市の戦略的形成への支援

大都市は、2050年までに他地域よりも急速な高齢化の進行、高度経済成長期に整備したインフラの一斉更新などの多様な課題に向き合う必要があり、国民が全国で安心して快適な暮らしを営んでいけるような国土の形成を目指し、人々の暮らしを支え、経済を持続可能にする大都市や各地域の拠点都市を戦略的に形成するための、各都市特有の需要に応じた支援制度を構築すること

### (2) 多自然地域での心豊かな暮らしを実現するライフスタイルモデルへの支援

地域活力の再生には、田園回帰志向の高まりを捉え、田舎暮らしを希望する者の移住促進、多自然地域で豊かに安心して暮らせる地域づくりの推進といった視点が重要である。

①豊かな自然に恵まれた多自然地域において、ICTの発展を背景に都市並みの生活をし得る基盤が整うことから、若者をはじめとした人々が、ゆったりと子育てをしながら、6次産業化やICTを活用した企業活動に取り組む。

②元気な高齢者が、自らの選択に基づき、菜園付住宅や貸し農園などを活用し、健康長寿や災害時対応につながるような自然と共生した暮らしを営む。

このような活動を促進する空き家の改築支援や就農支援策の充実など、人口減少社会における新たなライフスタイルモデルの実現に対する支援制度を構築すること

## 3 少子化対策の抜本強化及び多様な主体が活躍できる社会の構築

### (1) 少子化対策の抜本強化

少子化の問題は、すでに多くの地方において顕著に現れており、このままでは近い将来、地方の多くが消滅しかねない。若い世代が安心して結婚し子育てのできる環境整備を早急に講じなければならない。

まち・ひと・しごと創生本部基本方針において、人口減少克服のための「若い世代の就労・結婚・子育ての希望の実現」が基本的視点に位置付けられているが、今こそ、思い切った政策を展開し、地方とともに総力を挙げて少子化対策の抜本強化に取り組むこと

### (2) コミュニティ再構築への支援

コミュニティを再構築することは、人口減少社会下の重要な戦略であるが、女性や若者が大都市へ流出し、人々が疎に暮らし独居高齢者が増加する地域においては難しい。高齢者介護や生活支援サービス、元気な高齢者の社会参加、子育て支援、若者の就業支援の仕組の具体的な方向など、コミュニティ再構築の取組について、支援制度を構築すること

### (3) 女性、高齢者、障がい者の社会参加及び若者の就労支援に対する基盤整備への支援

女性、高齢者、若者、障がい者等が社会を支える役割を担うことが重要であることから、女性や高齢者が働く環境の基盤整備や若者をスポイルしてしまう採用システムの見直しなどの推進方策を行うこと

特に、地域の活性化に女性の活躍推進は必要不可欠であるため、地域における男女共同参画社会に向けた風土づくりや、長時間労働の是正などのワーク・ライフ・バランスの推進をはじめ、仕事と子育てなどの家庭生活を両立できる仕組づくりについて地域の実情に応じた国の支援を講じること



#### 4 地域の施策を支援する仕組みづくり

##### (1) 地方創生を推進する自由度の高い財政支援策の創設

地方創生を推進するためには、地域がそれぞれの実情に即した施策を効果的に実施する必要があることから、基金等の創設をはじめ、地方にとって自由度の高い財政支援策を講じること

##### (2) 地方の声を反映させる仕組みづくり

東京一極集中から脱却し、地方創生を推進するためには、地域の多様なニーズに対応できるよう、総合的な施策展開が必要であることから、今後、「まち・ひと・しごと創生本部」が施策を検討する際には、実際に地域の活性化に取り組んでいる地方の取組を十分に踏まえること

平成26年9月26日

##### 関西広域連合

連 合 長	井 戸 敏 三(兵庫県知事)
副連合長	仁 坂 吉 伸(和歌山県知事)
委 員	三日月 大 造(滋賀県知事)
委 員	山 田 啓 二(京都府知事)
委 員	松 井 一 郎(大阪府知事)
委 員	平 井 伸 治(鳥取県知事)
委 員	飯 泉 嘉 門(徳島県知事)
委 員	門 川 大 作(京都市長)
委 員	橋 下 徹(大阪市長)
委 員	竹 山 修 身(堺市長)
委 員	久 元 喜 造(神戸市長)



## 「平成 26 年 8 月豪雨」災害に係る被害状況等について

平成 26 年 9 月 23 日  
関西広域連合広域防災局

## 1. 「平成 26 年 8 月豪雨」の気象状況

## (1) 台風第 12 号、第 11 号と前線による大雨

- 7 月 30 日に発生した台風第 12 号は、大型の台風となって沖縄・奄美に接近し、暴風域を伴って北上
- 7 月 29 日に発生した台風第 11 号は、8 月 10 日に高知県安芸市付近に上陸した後、四国地方、近畿地方を通過
- この期間、南からの暖かく湿った空気の流れ込みが継続したほか、前線が西日本の日本海側から北日本にかけて停滞したため、全国各地で大雨となった。
- 7 月 30 日から 8 月 11 日までの総降水量
  - ・高知県<sup>に</sup>仁淀川町 2052 ミリ
  - ・徳島県<sup>かみかつ</sup>上勝町 1514 ミリ
  - ・四国地方を中心に 1000 ミリから 2000 ミリ
- 台風第 11 号の接近に伴い、三重県では 8 月 9 日に大雨特別警報が発令

## (2) 前線による大雨

- 8 月 15 日から 20 日にかけて、前線が本州付近に停滞し、前線上を低気圧が東に進んだため、前線に向かって暖かく湿った空気が流れ込んだ影響で、大気の状態が非常に不安定となり、特に、16 日から 17 日、19 日から 20 日にかけて局地的に猛烈な雨が降った。
- 15 日から 18 日の最大 48 時間降水量
  - ・京都府福知山市 341 ミリ (観測史上 1 位)
  - ・兵庫県丹波市 278.5 ミリ (観測史上 1 位)
- 19 日から 20 日の広島県広島市
  - ・最大 1 時間降水量 101 ミリ (観測史上 1 位)
  - ・最大 3 時間降水量 217.5 ミリ (観測史上 1 位)
  - ・最大 24 時間降水量 257 ミリ (観測史上 1 位)

※7 月 30 日から 8 月 26 日までの大雨について、気象庁は「平成 26 年 8 月豪雨」と命名

## 2. 被害状況(H26.9.18現在)

区分	団体名	8月豪雨の合計								
		人的被害(人)			住家被害(棟)					
		死者・ 行方不明者	負傷者	計	全壊	半壊	一部 損壊	床上 浸水	床下 浸水	計
関西広域連合構成団体	滋賀県		3	3					77	77
	京都府	2	3	5	14	82	3,064	1034(内訳不明)		4,194
	京都市	(1)	(2)	(3)			(47)	(123)	(212)	(382)
	大阪府		14	14			22		39	61
	大阪市		(7)	(7)			(19)			(19)
	堺市		(1)	(1)						
	兵庫県	2	13	15	19	48	147	191	1,317	1,722
	神戸市		(8)	(8)			(12)	(7)	(26)	(45)
	和歌山県	1	4	5			52	9	292	353
	徳島県	1	1	2	5	148	47	587	2,039	2,826
鳥取県										
連携県	福井県		1	1			1		1	2
	三重県		7	7		2	47	48	276	373
	奈良県						1	2	71	74
計	6	46	52	38	280	3,381	837	4,112	9,682	
							1034(京都府)			

※一部府県では、調査が継続しており、今後数値が変動することがあります。

また、一部府県の住家被害については、住家・非住家区分不明のものが含まれています。

※政令市は府県の内数

### 3. 法令の適用状況

区分	台風第12号	台風第11号	8月15日からの豪雨
災害救助法の適用	なし 〔圏域外〕高知県：いの町（8月3日適用）	徳島県：那賀町（8月9日適用） 〔圏域外〕高知県：高知市、大豊町、四万十町（8月9日適用）	京都府：福知山市（8月17日適用） 兵庫県：丹波市（8月17日適用） 〔圏域外〕広島県：広島市（8月20日適用）
被災者生活再建支援法の適用	なし 〔圏域外〕高知県：いの町（8月3日適用） 山口県：和木町（8月6日適用）	徳島県：那賀町（8月9日適用）	京都府：福知山市（8月17日適用） 兵庫県：丹波市（8月17日適用） 〔圏域外〕広島県：広島市（8月20日適用）
激甚災害の指定	「平成26年7月30日から8月25日までの間の暴風雨及び豪雨による災害」として本激指定 指 定 日 9月5日閣議決定、9月10日公布 適用措置 農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置 農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例 小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等		

### 4. 広域連合の主な対応

#### (1) 準備・警戒体制

8月9日5:00 対策準備室設置 同日17:20 災害警戒本部設置

#### (2) 「平成26年8月豪雨」災害に関する緊急提案（平成26年8月28日）

台風第12号、第11号及び8月15日からの豪雨を一連の複合災害として激甚災害指定することのほか、災害復旧事業の早期採択等、災害救助法の適用基準の見直し、被災者生活再建支援制度の改善、災害時要配慮者利用施設の「事前移転制度」の創設、新たな交付金制度の創設等の国土強靱化を加速するための財源確保、防災気象情報の提供方法の改善、土砂災害の特性に応じた住家被害認定基準の設定等10項目について提案を行った。

#### (3) 災害ボランティア情報の提供

那賀町災害ボランティアセンター（徳島県）、丹波市災害ボランティアセンター（兵庫県）、福知山市災害ボランティアセンター（京都府）の開設情報を広域防災ポータルサイトで提供。

#### (4) 職員の派遣等

① 由良川流域（福知山市域）における総合的な治水対策協議会（平成26年8月29日）

被災後設けられた近畿地方整備局、京都府、福知山市による総合的な治水対策協議会に同一流域の兵庫県も参画

② 広島市土砂災害に係る状況調査

平成26年8月23日（土）、5名（兵庫県2名、大阪府1名、徳島県2名）で、広島県災害対策本部、広島市災害対策本部等を調査



関西広域連合ドクターヘリ（京滋ヘリ）運航業務の  
企画提案公募の結果について

平成26年9月23日  
広域医療局

関西広域連合が事業主体となる、済生会滋賀県病院を基地病院とする京滋ドクターヘリの運航業務の委託にあたって、企画提案公募を行った結果、次のとおり決定しましたので報告します。

1. 募集事業名

関西広域連合ドクターヘリ（京滋ヘリ）運航業務

2. 委託事業者選定

平成26年9月8日、「関西広域連合ドクターヘリ（京滋ヘリ）運航業務委託事業者・選定委員会」を開催した。

3. 選定結果

応募事業者により提出された提案書に基づき

- ・「運航の安全性」の確保
- ・安定的・継続的な「運航体制」
- ・健全な「経営状況」

など6項目について評価を行い、総合的な判断により、「学校法人 ヒラタ学園」に決定した。

【参考】

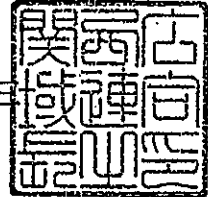
応募事業者 2社

- ・学校法人 ヒラタ学園
- ・大阪航空株式会社・中日本航空株式会社関西広域連合ドクターヘリ（京滋ヘリ）運航業務委託共同企業体

関 広 医 第 4 5 号  
平成 2 6 年 9 月 2 9 日

滋賀県議会議長 赤堀 義次 様

関西広域連合長 井戸 敏三



関西広域連合ドクターヘリ（京滋ヘリ）運航業務の  
選定事業者の決定について

日ごろは、関西広域連合の活動に格別の御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。  
平成 2 6 年 8 月 1 2 日付け滋議第 3 3 8 号「関西広域連合ドクターヘリ（京滋ヘリ）運航業務の委託業者の選定について慎重な対応を求める意見書」の提出がありました京滋ドクターヘリの運航業務委託につきまして、このたび、事業者が決定しましたのでお伝えいたします。

1 選定事業者  
学校法人 ヒラタ学園

2 経緯

公募には 2 者の応募があり、平成 2 6 年 9 月 8 日、下記委員から成る「関西広域連合ドクターヘリ（京滋ヘリ）運航業務委託事業者・選定委員会」を開催し、応募事業者により提出された提案書に基づき、

- ・ 運航の安全性の確保
- ・ 安定的・継続的な運航体制
- ・ 健全な経営状況
- ・ 関西広域連合の実情に合った運航計画
- ・ 今後の情勢の変化等に対応できる体制
- ・ 妥当なコスト

について評価を行った結果、総合的な判断により、1 のとおり決定いたしました。

【選定委員】

- ・ 基地病院（済生会滋賀県病院）の医師
- ・ 滋賀県、京都府両府県の医療関係者からなる外部有識者
- ・ 滋賀県、京都府両府県職員
- ・ 関西広域連合・広域医療局職員 計 7 名



平成26年9月23日  
本 部 事 務 局

## 地方分権改革に関する提案募集への対応について

去る9月12日に、関西広域連合から提案を行った以下の8項目に対する各府省からの第1次回答が全て対応不可であったことから、その回答に反論する意見を内閣府に提出しました。

### 1 提案項目

- ① 国土形成計画法に基づく広域地方計画の策定権限
- ② 複数都道府県に跨がる直轄国道・河川に係る権限
- ③ 観光圏整備実施計画の認定に係る事務・権限
- ④ 保険医療機関の指定・指導権限
- ⑤ リサイクルの推進に係る事務・権限
- ⑥ 山陰海岸国立公園に係る管理権限
- ⑦ 広域連合が国に移譲を要請できる事務の範囲の拡大
- ⑧ 広域連合の規約変更手続きの弾力化

### 2 各府省からの第1次回答及び府省の回答に対する関西広域連合の意見

→ 別添のとおり

### 3 提案に係る今後のスケジュール

さらに所管府省の第2次回答があり、その後、内閣府が中心となり、国・地方間で最終調整が行われることになる。

(スケジュール)

9月26日 内閣府から所管府省への2回目の意見照会

10月10日 回答期限


その後、国・地方間で最終調整を行い、12月中旬に国において対応方針を決定


No. 1	国土形成計画法に基づく広域地方計画の策定権限
提案の具体的な内容	<p>国土形成計画法に基づく広域地方計画の策定権限について、関西広域連合のような府県域を越える広域行政組織への移譲を求める。</p> <p>また、権限の移譲がなされるまでの当面の措置として、広域地方計画協議会への参画等を通じてその意見が反映されることを併せて求める。</p>
具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性	<p>現在は、個別に広域地方計画協議会に参画している構成府県・政令市の意見を踏まえ計画が策定されているが、その意見は地方において広域的に意見調整されたものではなく、必ずしも地方の側にとって地域ニーズを十分に反映できるしくみとはなっていない。</p> <p>関西広域連合であれば、既に防災、観光・文化振興、産業振興、医療、環境保全などの広域事務や関西全体の利害調整を図るための取組を推進していることから、構成府県・政令市と密接に連携しながら、市町村や各種団体、地域住民の声を幅広く聞きながら計画策定に取り組むことができ、関西地域内で意見調整され、地域の実情を踏まえた広域地方計画の策定が可能である。</p> <p>地方分権の観点から、府県域を越える広域行政組織において地方自らが地域の意見調整等を積極的に行い、主体的に企画・立案することで、市町村や関係団体等の意見も踏まえ、住民目線にたった地域ニーズを反映した広域的なプロジェクトの効率的・効果的な実施が可能となる。</p>
<p>所管府省からの第1次回答(国土交通省)</p>	<p><b>対応不可</b></p> <p>国土形成計画法に基づく広域地方計画は、全国的な視点から広域ブロック全体の自立的成長に向けた長期的な展望を示し、国内外の連携確保や当該広域地方計画の区域外にわたる施策も含めた総合的かつ戦略的な施策を盛り込んだ計画であり、国が責任を持って策定・推進していく必要がある。</p> <p>広域連合は、地方自治法に基づき、広域連合を構成する地方公共団体の事務の一部について、処理することが認められているものであり、全国的な視点からの総合的な計画である広域地方計画の策定権限を国土交通大臣から広域連合に移譲するのは適切でない。</p> <p>なお、広域地方計画の策定にあたっては、地方公共団体の意向を反映させるため、あらかじめ国の地方行政機関、関係地方公共団体等により構成される広域地方計画協議会における協議を経た上で、国土交通大臣が決定することとされており、広域地方計画協議会は、必要があると認めるときは、協議により、広域地方計画の実施に密接な関係を有する者を加えることができることとされている。</p> <p>また、平成22年7月15日に全国知事会によってとりまとめられた「国の</p>

<p>出先機関の原則廃止に向けて」において、広域地方計画に係る事務・権限が、地方移管する事務とされていたが、その後実施された事務・権限仕分け(自己仕分け)において、「C 国に残すもの」と整理し、同年12月28日に閣議決定された「アクション・プラン ～出先機関の原則廃止に向けて～」において、事務・権限の移譲を進める対象とはされなかったところであり、政府として整理済みで、その後の状況変化は認められない。</p>	<p>国土交通省の回答では、広域地方計画は全国的な視点から国が責任を持つて策定・推進することが必要とのことだが、関西広域連合が主導してプロトタイプ単位の広域地方計画を策定することは国土形成計画法のねらいの一つである「分権型の計画づくり」に合致しており、地方分権を推進する観点から、広域連合こそが広域地方計画の策定主体としてふさわしい。</p> <p>現在、関西圏では、広域連合が、防災、観光・文化振興、産業振興、医療、環境保全など総合的な広域行政課題に対応した取組を進めるとともに、広域にわたる行政の推進に係る基本的な政策の企画及び調整事務の一環として、<u>関西圏全体を見据えた将来展望の研究を始めるなど、広域地方計画の策定を担い得る実態を積み重ねている。</u></p> <p>なお、広域地方計画は全国計画を基本として定める(同法第9条第2項)とされているが、関西広域連合主導であっても国の定める全国計画との整合性を十分に図った上で、圏域内の市町村や住民の声を丁寧に聴くことにより地域の視点を踏まえた計画策定を行うことができる。</p> <p>また、国や他圏域との関係については、広域地方計画協議会には国の関係各地方行政機関や隣接県なども参画することから、それらと密接に連携・調整を図ることにより、その意見を十分に尊重し、計画策定することは可能である。</p> <p>さらに、権限移譲までの当面の措置として、近畿圏広域地方計画協議会メンバーであった関西広域機構(平成23年9月30日解散)の後継団体であり、広域計画の実施に密接な関係を有する者である広域連合が近畿圏広域地方計画協議会へ参画し、意見を反映できるようにすべきである。</p> <p>なお、「アクション・プラン」は出先機関の原則廃止に向けての整理であり、本省権限である広域地方計画の策定権限について具体的な言及されているわけではないので、整理済みとは言えないのではないが。</p>
<p>所管府省から第1次回答(国土交通省)</p>	<p>分野事務局</p>
	<p>本部事務局(計画課)</p>

No. 2	<p>複数都道府県に跨がる直轄国道・河川に係る権限</p>
<p>提案の具体的な内容</p>	<p>昨年12月20日の政府の「事務・権限の移譲等に関する見直し方針について」の閣議決定を受けて、直轄国道・河川の権限移譲について、国土交通省地方整備局と都道府県及び政令市との個別協議が再開され、協議が整ったものについては、移譲が進められることとされている。</p> <p>しかしながら、今回の権限移譲は、同一府県内に起終点がある区間やバイパスの現道区間などに限定されており、移譲先も単独の都道府県及び政令市のみとなっている。</p> <p>複数の都道府県に跨がるものについて、関西広域連合など、広域行政組織等への移譲を求める。</p>
<p>具体的な事例、地域の実情を踏まえた必要性</p>	<p>道路・河川のインフラ整備等については、国土交通省地方整備局と都道府県及び政令市がそれぞれ事業を実施していることから総合的な対応が困難な状況であるが、関西広域連合であれば、防災、観光・文化振興、産業振興、医療、環境保全など広域行政を現在推進しており、構成府県・政令市と一体的に事業を実施することで、圏域内の市町村や各種団体、地域住民の声を幅広く聞きながら、従来の縦割り行政にとらわれない、より地域の実情に応じた総合的な施策展開が可能となる。</p> <p>また、国による直轄事業では、住民から距離があるため、その意向が反映されにくいのが、地方が事業を実施することで、地域住民(議会)の関心やチェック機能も高まり、その民意を反映しやすいものとなることにも、許認可に係る事務も含めて道路や河川に関する窓口を一元化することで、地域住民や民間事業者の利便性が向上する。</p> <p>地域の実情を踏まえた地方分権改革の取組をさらに進めるために、災害時の対応等を含めた国と地方との適切な役割分担を考慮しながらも、複数の都道府県に跨がる直轄国道・河川についても可能な限り移譲を実現すること</p> <p>で、防災、観光・文化振興、産業振興、医療、環境保全と連携した総合行政の観点から、住民目線にたった地域ニーズを反映した効率的・効果的なまちづくりが可能となる。</p>
<p>全国知事会の意見</p>	<p>(平成25年11月14日、「直轄道路・河川の権限移譲に伴う財源措置について(案)」に対する意見)で言及されているように、複数の都道府県に跨がるものについて広域での移譲を進めるため、財源措置等を含めて、その受入体制の枠組みづくりの検討が必要であり、具体の移譲に当たっては、所要財源の確保、人員・資機材の移管が前提となる。</p>

<p>所管府省からの第1次回答(国土交通省)</p>	<p><b>対応不可</b></p> <p>直轄道路・河川の権限移譲については、昨年12月に閣議決定した「事務・権限の移譲等に関する見直し方針について」に沿って、地方分権改革推進要綱(第1次)に基づき、地方分権改革推進委員会第1次勧告の方向性に沿ったものとして、引き続き国が管理する必要がある道路・河川を除き、本年1月より、国と地方公共団体間で個別協議を進めているところであり、引き続き個別協議の整ったものから移譲を進めてまいりたい。</p> <p>なお、大規模災害発生時の危機管理体制などに関する慎重な意見等といった基礎自治体の意見もあることから、複数の都道府県にまたがる道路・河川の広域行政組織等への移譲については慎重な検討が必要と考えている。</p>
<p>府省の回答に於ける関西広域連合の意見</p>	<p>地方分権改革推進委員会第1次勧告(平成20年5月28日)の方向性に沿って、国と地方公共団体間で移譲について個別協議を進めていると主張されているが、この勧告では、①直轄国道については、主に地域内交通を分担する道路は基本的に地方が担うべきであり、国は、それを補完することにより、全国的な交通ネットワークを形成すべきとされ、②直轄河川については、「地域の川は地方に任せる」との観点から、地域の河川の管理については、地方自治体が責任をもって担えるように見直し、河川流路が複数都道府県にまたがる一級河川についても、関係都府県の調整を整えば、管理権限を国から移譲できるような検討すべきとされている。</p> <p>この第1次勧告の趣旨を踏まえれば、勧告以後、府県域を越える広域行政組織である関西広域連合が設立(平成22年12月1日)されており、広域的な権限の受け皿としてふさわしいことから、府県を跨がる直轄国道・河川の移譲についても検討すべきである。</p> <p>また、関西広域連合の取組については、定期的(年2回程度)に広域連合の区域内の基礎自治体(市町村)との意見交換を実施し、こうした国からの事務・権限の移譲の提案についても理解が得られるよう説明を行っている。</p>
<p>分野事務局</p>	<p>本部事務局(国出先機関対策PT)</p>

No. 3	観光圏整備実施計画の認定に係る事務・権限
提案の具体的な内容	<p>観光圏整備実施計画の認定に係る事務・権限（広域連合の構成府県市が実施主体である観光圏整備事業は除く）について、広域連合への移譲を求める。</p> <p>また、広域連合による認定を受けた団体等が、従来の国の認定と同様に、国の特例措置の支援（旅行業法の特例等）が受けられること及び補助事業「観光ブランド確立支援事業」の補助対象者となることを求める。</p>
具体的な事例、地域の実情を踏まえた必要性	<p>関西広域連合は、関西地域をエリアとする広域観光に取り組んでおり、観光圏の整備においては、各構成府県市が行う観光圏整備事業を広域的視点で捉え、関西全体を「日本の顔」となる国際観光エリアとしてそれぞれ観光圏を効果的に整備し、有機的に結びつけて周遊型に国内外の観光客を誘致するなど、広域連合が認定において主体性を発揮することにより、国際観光エリア「KANSAI」のブランド確立と創意・工夫に基づく効果的な観光地整備を行うことができる。</p> <p>現行の観光庁の認定は、全国的見地から一元的に実施するため、関西など一定エリア内における複数の観光圏相互の連携や効果的な誘客など、エリア全体の最適化の視点が弱い。</p>
	<p><b>対応不可</b></p> <p>本提案は、すでに過去の議論（25年の事務・権限等の移譲等）に関する見直し方針についての議論において結論が出ていると承知している。</p> <p>なお、過去の議論においては、「国から地方公共団体への事務・権限の移譲等に関する当面の方針」（平成25年9月13日 地方分権推進改革本部決定）において「観光圏整備実施計画の認定事務に係る事務・権限の移譲」は各府省と地方の意見を踏まえ、検討と調整を進めた上で、25年中に結論が得られた場合は、25年中に取りまとめの見直し方針に記載するとされていたところである。</p> <p>その上で、関係機関へのヒアリング等が実施された結果、観光圏整備実施計画の認定については、潜在交流型観光の促進を図るため、平成24年度に改正した「観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進に関する基本方針」に基づき、地域の多様な関係者が連携した実施する事業を取りまとめた先進的な計画を対象に行うものであり、全国的見地から効果的に滞在交流型観光の取組を促進するため、観光庁において一元的に実施する必要があることから、「事務・権限の移譲等に関する見直し方針について」（25年12月20日 閣議決定）には記載されなかったところである。</p>

	<p>訪日旅行者数を2020年に2000万人の高みを目指すとする目標達成に向けては、全国各地に整備されつつある観光圏がインバウンドに対しても重要な観光拠点となる。東京オリンピック・パラリンピック等の開催により訪日した外国人観光客をいかに東京・首都圏だけでなく、地域に分散させ、日本全体で外国人観光客をもてなすが、日本を観光立国として引き立ていくことになる。</p> <p>観光圏の認定について、国においては、「全国的な見地から効果的に滞在交流型観光の取組を促進するため、各地域の先進的な取組を一元的に実施する必要がある」としているが、地域の観光振興は地域の実情に通じた地方自治体等が行うべきものであり、当該認定事務についても地域の市町村等の取組に通じた都道府県等での対応は可能である。先進的な取組の促進や一元的な実施の必要性は、国が地域への助言等側面的支援を行うことで対応できるものであり、国の関与は最小限に止めるべきである。</p> <p>今後、多くの外国人観光客が日本、関西を訪れることが見込まれるなかでは、観光圏の認定に際しては先進性や地域バランスといった視点だけではなく、広域的な範囲で観光客を周遊させる広域的ルートの提案など、観光圏が相互に協力し、力を発揮しながら国内外の観光客の受入増に対応していく地域の「連携」「協調」の仕組みなどを考えていく必要がある。</p> <p>関西広域連合のような広域行政組織では、観光圏の認定にあたり、整備段階から情報を共有し、域内の観光圏が相互に連携、協調し合うことで、「KANSAI」ブランドとしても発信し、個々の観光圏のみならず関西全体さらなる観光客の誘客に結びつけていくことも可能である。観光圏の認定においては、今後増加が見込まれる外国人観光客の受入も見据えて、地域の創意・工夫を活かせる、「全国的な見地から一元的に行う」視点とは別の観点から提案する。</p>
分野事務局	広域観光・文化振興局

No. 4	<p>保険医療機関の指定・指導権限</p>
<p>提案の具体的な内容</p>	<p>健康保険法及び国民健康保険法に基づく「保険医療機関の指定・指導権限」について、関西広域連合のような府県域を越える広域行政組織への移譲を求める。</p> <p>今後大きな課題となる「2025年」問題への対応として、「社会保障制度改革」の中で、地域で必要な医療の確保に向けて「地域医療ビジョンの策定」「病床の機能分化」等について、地方分権の観点から、今こそ、地方が主体的に医療体制のあり方を考える時期を迎えている。</p> <p>こうした状況下において、地方が、その地域における必要な医療を確保していくためには、医療提供体制の整備について、積極的に関わっていくシステムづくりが必要となる。</p> <p>このためには、「医療法人の認可・指導監督」、「病院の開設計可等の権限」を有する府県との緊密な連携が図れるとともに、事務執行体制の集約化により、高度で専門的な事務執行が可能となる「広域連合」（まずは、府県域を越える唯一の意思決定機関「関西広域連合」）において、「保険医療機関の指定・指導権限」を受け、地方において効果的な「医療提供体制の確保」及び「行財政の効率化を図ることを目指す。</p> <p>また、現状において、診療報酬に関する個別指導の実施率が十分ではないとの指摘があり、責任ある広域行政主体が実施することにより、ガバナンスの効いた適正な個別指導の実施により、医療費の適正化に向けた動きとなる。</p> <p>なお、保険医療機関の指定等については、高度な専門知識が必要となるため、保険医療業務に精通した医師、歯科医師及び専門官等の人材及び事務費にかかるとする財源を確保する必要がある。</p>
<p>具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性</p>	<p>対応不可</p> <p>保険医療機関及び保険薬局並びに保険医及び保険薬剤師（以下、「保険医療機関等」という。）の指定、取消、指導監督等については、</p> <p>① 国は医療保険制度全体の安定的かつ健全な事業運営に責任を負っており、国が直接その発展を図るべきものであること</p> <p>② 国が保険者に代わり、全国ベースで公的医療保険における診療を任せるのにふさわしい医療機関の指定等を行うべきであることから、国の責任において実施することが適当と考えている。</p> <p>また、保険医療機関等の指定、取消、指導監督等については、全国統一的な観点から実施すべきであり、地域ごとの個々の特殊な利便性に依拠して実施する必要はないと考えている。</p>

府県の回答に  
対する関西広  
域連合の意見

今後大きな課題である「2025年問題」への対応として「社会保障制度改革」が進められる中、「医療法人の認可・指導監督」「病院の開設計可等の権限」は府県が有しているが、「保険医療機関の指定・指導権限」は国の権限となっている。


地方分権の観点から、「国保の一元化」「医療費支出目標の設定」及び「地域医療ビジョンの策定」等、地方が主体的に「医療提供体制」の整備に係る責任を果たすために、必要な権限を求めるとしている。


特に、国から地域医療構想と整合的な医療費の水準や医療の提供に関する目標の設定を求められているにも関わらず、国においては診療報酬に関するチェック機能が十分に働いていない現状も指摘されていることから、関西広域連合において個別指導を実施することにより、連合長等のリーダーシップ、議会のチェック機能など、ガバナンスの効いた適正な個別指導が行え、住民への説明責任がより強く果たせるものと考えている。また、国による統一性の確保のための基準の設定および専門的・技術的な支援があれば、広域連合でも対応は可能であり、事務執行体制の集約化により行財政の効率化が図られると考えている。

まずは府県により近い関西広域連合への移譲を求めるとしており、権限移譲を国民にわかりやすく示すモデルケースとすべきと考える。

分野事務局

広域医療局

No. 5	リサイクルの推進に係る事務・権限
提案の具体的な内容	<p>各個別リサイクル法に基づく報告・立入検査および報告・命令に係る事務・権限の広域連合への移譲を求める(事業所が複数ある場合はそのすべてが広域連合の区域内にある場合に限る。)</p> <p>3R等に関する消費者への啓発は各府県・市町村が実施し、法律上再生利用・再資源化の責任を負う事業者への指導は国が行っているため、一連の施策としての連携が取りにくい状況にある。</p> <p>事業所が一の府県の区域を越えて存在する場合は、事務・権限を広域連合へ移譲することにより、事務の効率化を図ることができる。</p> <p>また、各府県・市町村の3R等への取組との連携が可能となる。</p>
具体的な支障事例、地域的情を踏まえた必要性	<p>※ ただし、事務・権限の移譲にあたっては財源、人材、資機材等もともに移管されることが大前提であり、広域連合内における執行体制の確保も不可欠である。</p> <p>加えて、従来検討されてきた報告・立入検査に加え、報告・命令も広域連合で実施するためには、措置に係る統一性の確保のための基準の設定や専門的・技術的な支援、事業所に係る情報の提供など関係省庁との連携が必要である。</p> <p>さらに、多数の省庁にまたがる各リサイクル法に基づく制度の相違点や流通の範囲等に係る課題について、さらに詳細な検討が必要である。</p>
	<p><b>対応不可</b></p> <p>●特定家庭用機器再商品化法に基づく権限 報告徴収・立入検査、指導・助言、勧告・命令等の措置は、全国に存在する小売業者・製造業者等の店舗・事務所等における取扱いを網羅的に把握するとともに、特定家庭用機器廃棄物を取り巻く全国の時宜的な状況も踏まえつつ、地域による不公平が生じることのないよう、全国統一の観点で実施される必要があり、引き続き国による実施が求められることから、これらの権限を地方に移譲することは困難である。</p> <p>●容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律に基づく権限 特定事業者による再商品化義務の履行方法には、本法第21条第1項に基づく指定法人である公益財団法人日本容器包装リサイクル協会への再商品化費用の支払いのほか、主務大臣の認定を得て自ら再商品化を行う方法(法15条)及び主務大臣の認定を得て容器包装の自主回収を行う方法(法18条)が存在する。報告徴収・立入検査、指導・助言、勧告・命令等の措置は、各履行方法について整合的な判断を保ちつつ、広域的に活動している他の事業</p>

	<p>者の取組状況等も踏まえながら実施される必要があり、認定及び認定の取消しの主体である国が、全国統一の観点から実施することが適当であることから、これらの事務を地方に移譲することは困難である。</p> <p>●食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律に基づく権限 報告徴収・立入検査、指導・助言、勧告・命令等の一連の是正措置は、食品リサイクル法の法目的を達成するため、広域的に活動している事業者も含めた他の事業者の取組状況や、近隣の県域も含めた再生利用事業者の状況など、食品循環資源を取り巻くその時点における全国的な状況も踏まえながら、全国統一の観点から実施される必要があり、引き続き国による実施が求められることから、これらの権限を地方に移譲することは困難である。</p> <p>●使用済自動車の再資源化等に関する法律に基づく権限 報告徴収・立入検査、指導・助言等の一連の是正措置は、自動車リサイクル法の法目的を達成するため、広域的に活動している事業者も含めた他の事業者の取組状況や、近隣の県域も含めた自動車製造業者等又はその委託を受けた者の状況など、特定再資源化等物品を取り巻くその時点における全国的な状況も踏まえながら、全国統一の観点から実施される必要があり、引き続き国による実施が求められることから、これらの権限を地方に移譲することは困難である。</p> <p>●使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律に基づく権限 報告徴収・立入検査、指導・助言等の措置は、小型家電リサイクル法の法目的を達成するため、広域的に活動している事業者も含めた他の認定事業者等の取組状況なども踏まえながら、全国統一の観点から実施される必要があり、引き続き国による実施が求められることから、これらの権限を地方に移譲することは困難である。</p>
	<p>現在、各地方環境事務所等に委任されている報告徴収・立入検査に関して、従前より一都道府県を越えない場合は各都道府県への移譲も検討可能といはないと考える。</p> <p>また、指導・助言、勧告・命令等の措置については、国による統一性の確保のための基準の設定および専門的・技術的な支援があれば、広域連合でも対応は可能と考える。</p>
分野事務局	広域環境保全局

<p>No. 6 山陰海岸国立公園に係る管理権限</p>	<p>国と地方の二重行政を解消し、行財政の効率化を図るとともに、山陰海岸ジオパークの推進など、関係府県にまたがる広域施策を展開する上で想定される事業の調整や意思決定、必要な環境整備に迅速に対応するため、国立公園内における「許認可」及び「施設整備・維持管理」の権限について、環境省本省が有する大臣権限を除き、一部、権限移譲を求める。</p> <p>自然公園法に基づく国立公園内の許認可及び施設整備に関する事務・権限について、国と各府県の二重行政を改め、行財政の効率化を図るとともに、山陰海岸ジオパーク内における関係施策の一元化を図り、弾力的かつ迅速な施策展開を行うことができるよう、権限移譲を求める。</p> <p>1. 許認可事務</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特別保護地区内における行為の許認可などについては、標準的な処理期間が1～3ヶ月程度かかるなど、各府県とも事務処理に時間を要している現状がある。</li> <li>・ 権限移譲により、広域的に行う調査やイベント、看板整備等の許認可について一括対応、処理の迅速化が期待される。</li> </ul> <p>2. 施設整備</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現在は、環境省の地方事務所が各府県の要望を取りまとめて順位付けし本省への要求を行っているが、自然歩道の災害復旧事業において県が求める復旧ルートが認められず単県費での対応を余儀なくされた事例(鳥取県)や、過去に補助を受け整備した施設の再整備が認められなかつた事例(兵庫県)など、地域の実情に即していない場合が見受けられる。</li> <li>・ これを一括して関西広域連合が担うことで、ジオサイト(地形地質など)ジオパークを特色づける見学場所や拠点施設)の特性やニーズに沿った、広域的な視点で整備案件を優先順位付けることが可能となり、地域の実情に応じた重点的な環境整備への対応が期待される。</li> </ul>	<p><b>対応不可</b></p> <p>国立公園は、自然公園法の体系の中において、我が国の自然を代表する傑出した自然の風景地について、国家的見地から環境大臣が指定し、国土の核心をなす重要な自然環境を有する地域として保護管理する制度であり、国が一義的に責任を負うものである。</p> <p>上記の目的を達する上では、地域の開発利益から離れて、自然の価値を科学的・客観的に判断できる国の環境行政機関が保護を担い、開発と保護のチェック＆バランスを確保するシステムが必要である。世界的に見ても、国立公園は、途上国を含め、国が保護するのが国際標準である。</p> <p>許認可事務の執行にあたっては、自然はその場所によって千差万別である</p>
------------------------------	--	---

<p>ので、一律の数値基準のような許認可基準を作ってそのとおり運用すれば済むものではなく、現場にいる環境省職員が、全国的・国際的な見地から、地域の自然・生物多様性の現状と価値を評価し、地域との協働において保護管理を図るべきものである。</p> <p>また、国立公園は、我が国を代表する優れた自然を開発から保護するのみならず、全国の国民がその自然とふれあい、自然を理解することも目的となっている。このため、自然とのふれあい・学習のための施設整備や、過度の利用による自然の荒廃を防ぐ取組等についても、保護施策と併せて一体的に行う必要がある。したがって、施設整備についても引き続き国が責任を待つて実施すべきである。</p> <p>なお、我が国の主要な環境NGOや関係学会も国立公園は環境省で保護管理すべきとの意見である。</p>	<p>国立公園は、国民の財産であると同時に地域の財産として、身近に接している地域住民や地方自治体が、保護管理をはじめ歴史文化・観光・教育といった総合的な視点に立ち、実質的な管理主体となって保全と活用を一体的・継続的に進めてきた結果、高い管理水準が維持されてきた。</p> <p>また近年は、適切な保護と利用の推進を図るため、地域全体の総合的なビジョンに基づく施策と、国立公園としての統一的水準の維持との両立が求められている。</p> <p>関西広域連合は、広域行政主体として、防災、観光・文化振興、産業振興、医療、環境保全など府県を越える広域行政課題に対する取組を進め、実績を積み重ねてきた。特に国立公園との関係では、山陰海岸ジオパークの取組において関係する3府県が連携する仕組みが整っており、特定の自治体による恣意的な執行が行われることはない。また、管轄区域が一致する近畿環境事務所と比べても広域的な行政主体として何ら遜色なく、地域の実情に配慮しつつ国立公園としての一貫した水準を確保した広域的なバランスの取れた保護施策を展開できる。</p> <p>開発と保護の調和を図るためのチェック機能や全国的・国際的な見地による保護管理への懸念に対しては、国審議会委員経験者や環境省職員が有識者として参画する検討組織を設置するなどし、これまでの国立公園としての価値の保護継続はもとより、国施策との整合性を考慮することで十分に対応可能であり、移譲を拒む理由に当たらない。</p> <p>本提案は全国一律の移譲ではなく、意欲ある地域を対象とした手挙げによるものであり、かつ広域的な業務を確実に担うことのできる組織として関西広域連合があることを前提とした提案であることに留意すべき。</p>
<p>府省の回答に対する関西広域連合の意見</p>	<p>分野事務局 山陰海岸ジオパーク推進担当</p>

No. 7	広域連合が国に移譲を要請できる事務の範囲の拡大	地方自治法において、広域連合が国に移譲を要請することができる事務は、広域連合に密接に関連する事務に限定されているが、同法の規定を改正し、「当該広域連合の事務に密接に関連する」を削除し、幅広い事務の移譲を要請できる仕組みの構築を求める。	<p>関西広域連合は、関西2府5県における広域行政を担う責任主体として平成22年12月に設立された。設立から3年以上が経過し、7つの広域事務を始めとした課題に、構成団体が一丸となって取り組んできた。今後更なる広域行政に取り組むため、直轄道路、河川の管理権限の移譲など、国が実施している様々な事務・権限について移譲を求めようとしている。</p> <p>しかし、当該規定により移譲を求めることができず、関西広域連合が現在担っている事務と密接に関連する事務に限定されることから、地方自治法に基づき国への事務移譲の要請ができない。</p> <p><b>対応不可</b></p> <p>広域連合が国や都道府県に対して広域連合が処理することとするよう要請できる事務を、当該広域連合の処理する事務に「密接に関連するもの」に限ることとする規定は、</p> <p>① 広域連合の制度が事務の受け入れ体制の整備を大きな目的の一つとして創設されたものであり、事務・事業の配分が着実に進んでいくことが強く望まれることから、仮に要請が受け入れられれば、速やかに実施できる体制が広域連合側に整えられていることが望まれること</p> <p>② 広域連合による要請については当該広域連合を組織する地方公共団体が法律上関与し得ないことから、要請できる範囲を予測可能なものとしておくことが適当であると考えられること</p> <p>といった趣旨から設けられたものである。</p> <p>従って、密接に関連しない事務であっても、広域連合が、当該要請を行う際に、あらかじめ当該事務を処理するための人的体制や財政負担の準備を行い、当該要請が受け入れられれば、速やかに事務を処理していくことができると、広域連合が受け入れられれば、速やかに事務を処理していくことができないのか、広域連合やそれを組織する地方公共団体の意見も聞きながら検討していきたい。</p>
提案の具体的な内容			<p><b>所管府省からの第1次回答</b> (総務省)</p>

<p><b>府省の回答に 対する関西広 域連合の意見</b></p>	<p>① 国からの事務・権限の移譲の要請にあたっては、広域連合として執行体制や財源の確保について検討した上で行うことになり、所要財源の確保や国からの人員・資機材等の移管については、国との間で具体的に詰めた上で移譲が行われることから、移譲後速やかに広域連合で実施できるものと考えている。</p> <p>② 国への要請にあたっては、広域連合議会の議決を要する一方、国から事務・権限が移譲される場合における広域連合の事務範囲の拡大に伴う規約改正のため、全ての構成団体の議会の議決を要することもあることから、現実的には国への要請前に全構成団体における合意が必要とされるため、御指摘の予測可能性については何ら問題ないと考える。</p> <p>総務省の回答では、広域連合やそれを組織する地方公共団体の意見も聞きながら検討していきたいとのことなので、速やかに関西広域連合及び構成団体である府県市の意見を聴取した上で検討を進めていただきたい。</p>
分野事務局	本部事務局 (国出先機関対策PT)



No. 8	<p>広域連合の規約変更手続きの弾力化</p>	<p>地方自治法において、広域連合が規約変更を行うにあたっては、総務大臣      許可を受ける際に、国の関係行政機関の長との協議が必要とされているが、      同法を改正し、協議を廃止し報告にかえるなど規約変更手続きを弾力化する      ことを求める。</p>	<p>規約変更を行う場合、総務大臣の許可が必要となるが、総務大臣許可の      際には関係行政機関の長への協議が必要となっている。</p> <p>当該協議には相当の期間を要し、その間、広域連合が処理する広域行政      課題への的確かつ迅速な対応に支障が生じるおそれがあるため、協議を廃      止し報告にかえるなど、規約変更手続きを弾力化する必要がある。</p> <p><b>対応不可</b></p> <p>都道府県が加入する広域連合の規約変更について、総務大臣が許可をしよ      うとするときには、国の関係行政機関の長に協議しなければならないことと      する規定は、</p> <p>① 広域連合の事務の処理に当たっては、当該事務に関係する法令等に保      る関係行政機関に協議することが適当であること</p> <p>② 都道府県が加入する広域連合は、国からの事務の配分が行われ得るもの      であり、規約の改正が将来的に国からの権限移譲につながり得ることを踏      まえ、あらかじめ関係行政機関に協議することが適当であること</p> <p>といった趣旨から設けられたものであり、関係行政機関の長への協議を廃      止することはできない。</p> <p>なお、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 広域連合の事務所の位置の変更</li> <li>・ 広域連合の経費の支弁の方法の変更</li> <li>・ 国が、国の事務を新たに広域連合に処理することとした場合</li> </ul> <p>については、総務大臣の許可は不要とされている。</p>
-------	-------------------------	---	--

<p>広域連合の規約改正は、主に国からの事務・権限の移譲や構成団体からの      事務の持ち寄り移管による広域連合の事務の範囲の拡大を契機として行わ      れることになるが、</p> <p>① 国からの移譲にあたっては所管府省との協議が行われることが前提      になり、その際に広域連合が事務処理を行うことについての検討がな      されることから、規約改正許可申請の際に、改めて協議する必要はな      いこと、</p> <p>② 将来的に国からの権限移譲につながり得るとしても、それは具体的      な権限移譲の際に協議すれば足りるものであり、この規約変更手続き      の段階での協議は不要であると考ええる。</p> <p>また、広域連合の規約改正の手続きとしては、総務大臣への許可申請にあ      たっては、全ての構成団体の議会の議決を要することとされていることか      ら、地方分権の観点からは総務大臣許可の際の関係行政機関の長への協議は      不要ではないかと考える。</p>	<p>府省の回答に      対する関西広      域連合の意見</p>	<p>分野事務局          本部事務局 (国出先機関対策 PT)</p>
--	---	--



平成 26 年 9 月 23 日  
関西WMG2021 事務局

「関西ワールドマスターズゲームズ 2021 の集い  
～大会成功に向けて～」の開催について

1 開催趣旨

2021年5月に関西において開催する「関西ワールドマスターズゲームズ 2021」の大会機運の醸成を図るため、また、関係各界が一丸となって大会を盛り上げていく契機とするため、「関西ワールドマスターズゲームズ 2021 の集い～大会成功に向けて～」を開催する。

2 日 時 平成26年10月7日（火）18:00～20:00

3 場 所 大阪府立国際会議場（グランキューブ大阪）3階「イベントホール」  
（大阪市北区中之島5-3-51）

4 主な出席者

○主催者

- ・井戸 敏三：関西ワールドマスターズゲームズ2021準備委員会会長
- ・森 詳介：関西経済連合会会長

○応援協力者（予定）

- ・柳本 晶一氏：アスリートネットワーク理事長、元全日本女子バレーボール監督
- ・朝原 宣治氏：アスリートネットワーク副理事長、陸上競技銅メダリスト
- ・岡本 依子氏：アスリートネットワーク副理事長、テコンドーシドニー銅メダリスト
- ・根木 慎志氏：アスリートネットワーク副理事長、車椅子バスケットボールシドニーパラリンピック主将
- ・巽 樹理氏：アスリートネットワーク理事、シンクロチームシドニー・アテネ銀メダリスト
- ・葉室 三千子氏：トリノワールドマスターズゲームズ2013 平泳ぎ金メダリスト 現94歳

○参加者

国会議員、関西広域連合議員、地方議会議員、民間企業・協賛企業、日本体育協会加盟団体、各種団体、体育協会関係者、関西広域連合区域内体育・スポーツ学会員、報道関係者

【参考】次第（予定）

- 1 主催者開会あいさつ
- 2 関西ワールドマスターズゲームズ 2021 概要説明（紹介ビデオ）
- 3 応援メッセージ
- 4 出席者紹介
- 5 歓談
- 6 閉会

